

令和6年第2回定例会

白子町議会会議録

令和6年 6月12日 開会

令和6年 6月18日 閉会

白子町議会

令和6年第2回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月12日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期日程等の議会運営について	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
○一般質問	9
宗 島 理 仁 君	9
高 山 隆 一 君	17
大 塚 貴 充 君	21
大多和 正 之 君	30
秋 葉 広 行 君	39
市 川 隆 子 君	44
○休会の件	59
○散会の宣告	59

第 2 号 (6月18日)

○議事日程	61
-------	----

○本日の会議に付した事件	61
○出席議員	62
○欠席議員	62
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	62
○事務局職員出席者	62
○開議の宣告	63
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	64
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第4号及び議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	71
○報告第1号～報告第4号の上程、説明	77
○追加日程の件	80
○発議案第2号及び発議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	80
○発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
○発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
○追加日程の件	89
○学校統合等に関する調査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件	89
○議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件	89
○閉会の宣告	90
○署名議員	91

令和6年第2回白子町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和6年6月12日(水) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 7 請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	大塚 貴充 君	2番	前田 充浩 君
3番	秋葉 広行 君	4番	高山 隆一 君
5番	長島 誠一 君	6番	今井 滋則 君
7番	大多和 正夫 君	8番	梅澤 哲夫 君
9番	宗島 理仁 君	10番	酒井 良信 君
11番	今関 勝巳 君	12番	大多和 正之 君
13番	大多和 秀一 君	14番	市川 隆子 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	大矢務君	企画財政課長	齊藤貴人君
税務課長	田邊健治君	建設課長	齊藤雄君
産業課長	石井宏樹君	商工観光課長	北田和弘君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	金坂潤一君
住民課長	増井角栄君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	三橋久美子君	教育課長	岩本洋之君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	三橋政明君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	田辺悦子
書記	三橋諒也	書記	鈴木貴文
書記	畠山優也	書記	林昌弘

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより令和6年第2回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、7番大多和正夫君、9番宗島理仁君を指名いたします。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、会期日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） 皆さん、おはようございます。

6月になり、梅雨の蒸し暑さを感じる日が増えてまいりました。自然災害に注意しつつ、皆さんも体調管理に十分ご留意ください。

また、議員各位におかれましては、お忙しい中ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

それでは、去る6月5日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、和解案件 2 件、条例改正 1 件、補正予算 2 件、報告案件 4 件の計 9 案件であります。また、請願が 2 件あり、一般質問は 6 名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ協議した結果、今定例会の会期は本日 6 月 12 日から 18 日までの 7 日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎会期の決定

○議長（梅澤哲夫君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日 6 月 12 日から 18 日までの 7 日間にし
たいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 6 月 12 日から 18 日までの 7 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第 4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月現金出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物に
よりご了承ください。

◎行政報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第 5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、改めましておはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙中の中、第2回定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、本町と高等教育機関、大学との連携について申し上げます。

第1としまして、東京都港区に所在する社会構想大学院大学社会構想研究科との連携であります。

取組内容の1つ目としまして、大学院1年次の学生を対象に、白子町が抱える政策経営課題を調査した上で、解決策を含む政策経営計画を策定し、提案していただくグランドデザイン構想実現プログラムであります。

2つ目としまして、同じく大学院1年次の学生を対象に、白子町が抱える社会地域課題を調査した上で、ビジネスによる解決策を具体的に社会起業構想を策定し、提案していただく社会起業構想実現プログラムの2つのメニューを予定しており、既に4月から事業が開始されております。

なお、このプログラムは、現役社会人を対象としたものであり、県外の現職の首長さんにも参加いただいていると聞いております。

第2としまして、皆さんよくご存じの東京大学との連携であります。

東京大学の社会連携推進課体験活動推進チームの体験活動プロジェクトの一環として、大学院生を含む学生たちが白子町を舞台に、中心街のない町の地域活性化、観光促進対策の在り方について調査・研究を進める予定であります。

活動の大きな目的としては、温泉街、商店街、中心市街地といったいわゆる核となる街のない白子町の地域活性化策などを、学生視点で模索し、町に対し提案、プレゼンテーションを行うことになっております。

第3としまして、千葉大学との連携でございます。

千葉大学大学院の工学研究院物質科学コースとの連携により、白子町をフィールドとした持続可能な社会の構築を目指した資源、環境、リサイクルに関する研究に取り組んでいただきます。

手始めとしまして、コミプラ処理場の放流水質の向上や、コミプラ汚泥の堆肥化及びその質の向上の研究を行います。将来的には、町内全体の公共用水域の水質向上や資源リサイク

ルなど、町全体の資源、環境、リサイクルなどについて意見、提案をいただければと考えております。

第4としまして、城西国際大学との連携でございます。

観光学部、観光学科の学生を中心として、白子町の観光発展可能性について、タマネギ、温泉、海岸、テニスという4つのワードをそのままテーマとして取り上げ、現地調査や関係者との対話を行った上で、様々な提案をいただく予定になっております。

中長期的には、観光振興、健康増進、情報発信、移住・定住に関する調査・研究を産学共同で行うため、包括連携協定の締結も視野に入れてまいりたいと考えております。

次に、町内小中学校の児童生徒に対する学校給食費の無償化に関する取組について申し上げます。

昨年12月22日に作成されましたこども未来戦略の中で、本年6月13日までに学校給食費無償化に関する全国調査を行い、その結果を公表すると明記されております。本日現在、こども家庭庁からの全国調査の結果報告は確認できませんが、異次元の子育て支援策が岸田総理自身の肝煎りとして展開されていることを鑑みれば、学校給食費のみ今までと同じ負担制度を維持することは考えられません。どの程度国が負担するのか読めないところもありますが、いずれにせよ、学校給食費に対する何らかの国庫負担制度を創設するものと考えております。

昨今の国及び近隣市町村などの動向を勘案した結果、本町としましては、小中学校の夏季休業期間終了後、9月分から小中学校の学校給食費完全無償化を行うことといたしました。この給食費完全無償化の取組は、子育て支援や教育支援への強力な施策になると確信しており、出生数の減少や子育て世代の町外への転出抑制に効果があるものと判断したところであります。

今後、9月に第3回定例会に向けて補正予算案の準備、給食費無償化に係る事務手続のルールづくりや、各家庭への周知方法など、関係各課が連携して事務作業を進めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願いいたします。

最後になりますが、今回の第2回定例会におきまして、条例の改正案、補正予算案などについて上程させていただきました。議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

○議長（梅澤哲夫君） これで町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号及び請願第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び日程第7、請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を一括議題といたします。

紹介議員より趣旨説明を求めます。

請願第1号及び請願第2号について、12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、請願第1号についてご説明申し上げます。

請願名、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体、千葉県連絡会会長、田中弘美。

紹介議員、大多和正之。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。我が国の持続的な成長、発展を支えるのは、未来を託された子供たちであり、その人材育成のための第一歩である義務教育の充実強化は、白子町にとっても最重要課題であると認識しています。

よって、本件の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願に賛意を示し、紹介の任を務めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを添付してありますので、長文ではありませんがご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、請願第2号についてご説明申し上げます。

請願名、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体、千葉県連絡会会長、田中弘美。

紹介議員、大多和正之。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、教育は、我が国及び白子町の将来、未来を担う子供たちを心身ともに健全に育てるという大切な使命を負っており、本格的な少子化を迎えている現状において、

教育の重要性は一段と増しております。

よって、子供たちの教育環境を充実させるためにも十分な予算を確保してほしいとの思いから、本件の「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願に賛意を示し、紹介の任を務めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを用意してありますので、長文ではありませんがご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、原案に賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、原案に賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、日程第8、一般質問を行います。

順次質問を許します。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（梅澤哲夫君） 通告順により、9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） おはようございます。通告順に従いまして、一般質問を行います。

1点目として、白子町地域公共交通計画について伺います。

人口減少の本格化や高齢化の進展など社会情勢の変化を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、まちづくりとの連携や、公共交通だけでなく、地域における輸送資源の総動員等の推進など、持続可能な交通サービスの実現を目指す地域公共交通計画を策定したと思います。

地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランです。そして、この計画の基本的な方針は、地域のあるべき姿、なりたい姿を描き、その中で地域公共交通がどのような役割を担うべきかについての、言わばスローガンのなものになるかと思えます。

したがって、総合計画などの上位計画で示されている将来的なまちづくりの方針を踏まえ、その中で、地域公共交通に何が求められるのかを考慮していくべきであり、我が町においても、コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進や、観光客の移動手段の確保、観光振興施策との連携が求められているかと思えます。

白子町の地域公共交通計画には、公共交通サービスの充実及び維持確保は喫緊の課題であり、今後さらに重要度が増すことが想定されるとしながらも、人口減少や自家用車の普及等の昨今の状況により、生活移動における公共交通利用の減少が課題となっているとしています。

この状況を踏まえ、町民の移動利便性の向上及び既存公共交通の維持確保を図るため、交通ネットワークの再構築を図るとしていますが、どのような施策を予定しているのか伺います。

さらに、現在町内で運行されているデマンド型輸送サービス、らくらくタクシーは、高齢者をはじめとする自家用車、自転車等を利用できない町民を主な対象者とした小規模輸送ながらも、柔軟性の高い交通サービスの導入であると考えられることから、公共交通輸送サービスとし、町内全域におけるデマンド型輸送サービスの導入を検討するとしています。詳細を伺えればと思います。

2点目として、デジタル田園都市国家構想総合戦略について伺っていきます。

デジタル田園都市国家構想が目指すのは、地域の豊かさをそのままに、都市と同じ、または違った利便性と魅力を備えた魅力あふれる新たな地域づくりです。具体的には、暮らしや

産業などの領域で、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出しながら、デジタルの恩恵を地域に届けていくことを目指すとしています。

国は、基本方針を通じて構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援する。地方は自ら目指す社会の姿を描き、自主的、主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指していますが、これまで白子町にも、まち・ひと・しごと創生総合戦略の下、様々地域の課題解決、魅力向上に向けた取組が行われており、地域活性化のためにつくられた計画でした。こうした流れを、デジタルの力を活用して継承、発展させていくことが、今回の肝となると思います。

今回の改定により、新たに地域ビジョンを再構築していくとしています。まず、先日行われたプロポーザルの結果を伺います。

そして、計画期間の具体的なスケジュールについて、白子町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務仕様書では、現行計画の具体的な取組の進捗状況やK P I等の達成状況の確認、住民ワークショップの開催等も計画期間に含まれていましたが、詳細を伺えればと思います。

3点目として、白子町デジタルトランスフォーメーション推進計画について伺っていきます。

地方自治体は、人口減少や高齢化といった社会構造の変化に伴い、従来の行政サービスの提供方法や業務プロセスが限界に達し、効率的なサービスの提供が求められるようになってきています。このため、自治体では、町民の利便性や満足度を向上させるためにも、DXに取り組む必要が出てきました。

デジタル化を進めることで期待されるものとして、まず、行政サービスの効率化が挙げられると思います。これまで手作業で行われていた作業が自動化され、データベースの活用が広がり、情報を瞬時に共有、検索できるようになり、職員の業務効率が大幅に上がり、手間や時間を削減できると期待されています。

また、住民票のオンライン申請など、サービスがオンライン化することで、時間や場所に制限されることなく、いつでもどこでも利用できるようになります。これにより窓口の混雑を解消し、仕事などの理由で日中に役場に行けないような人でも手続きが行えるようになります。

さらに、SNSなどデジタル技術を活用することで、町民とのコミュニケーションがスムーズになり、デジタル化やデータの可視化により、情報を公正かつタイムリーに公開できる

ことで、町民参加の促進や意思決定過程の透明性を確保できるとしています。

白子町DX推進計画では、令和6年度からの3か年計画で、全ての町民がデジタル社会の豊かさや利便性を実感できるよう、誰も取り残さないDXを目指すとしています。行政サービスや行政運營業務がどのように変化していくのか詳細を伺えればと思います。

以上、3点について質問いたします。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、宗島議員のご質問にお答えいたします。

本町の公共交通は、JR等の鉄道駅がないため、路線バスやタクシーに限られております。さらに、乗務員不足や労働基準法改正等の影響により、全国的にバス路線の減便が問題となっております。

こうした状況を踏まえ、バス路線の運行本数、タクシー台数の確保など、現在の運行形態の維持を図るため、交通事業者と協議検討を進めるとともに、バス路線の運行維持補助やバス定期通学補助を引き続き行ってまいります。

町内全域のデマンド型輸送サービスの導入については、現在福祉輸送に重きを置く、らくらくタクシーの公共交通輸送サービス化や福祉タクシー事業の充実を図り、デマンド化の導入が実現可能か検討してまいります。将来的には、町外施設まで輸送できるよう近隣市町村とも連携して協議を行ってまいります。

次に、デジタル田園都市国家構想総合戦略に関してお答えします。

総合戦略策定支援事業業務のプロポーザル結果につきましては、2者から事業提案があり、5月31日にプロポーザル審査を行い、株式会社さとゆめが受託候補者と決定し、調整を経まして6月10日に契約を締結いたしました。

策定スケジュールとしましては、今後町民の方を対象にしたワークショップを3回程度開催し、前回の総合計画と同様に、町民からの意見聴取を行いたいと考えております。また、振興審議会のような、各団体の代表者等で構成する委員会を設置し、方向性や具体案について審議していただき、年内に総合戦略骨子案、年度内にパブリックコメントを実施し、町民の意見を反映し、最終計画を取りまとめたいと考えております。

なお、総合戦略の計画期間は、国の総合戦略及び県の地方版総合戦略を勘案するとともに、町の総合計画と整合性を図るため、終期を令和9年度とした3か年計画とし、次の総合計画策定のタイミングで総合戦略も一緒に策定することを検討しております。

次に、1の3の①、行政サービスや行政運営はどのように変化するかということ、いわゆる白子町DX推進計画についての質問でございますが、白子町DX推進計画につきましては、デジタル技術とデータ活用により行政サービスのさらなる向上と拡充、地域経済の活性化、業務の効率化に向けて、今年度からは3か年を計画期間として、年度末に策定をいたしました。

行政サービスとして、いつでもどこでも行政手続きができるように、行政手続きのオンライン化をこれまで以上に進めていきます。また、来庁手続きが必要な場合においても、書かない、待たない、迷わない窓口を目指してまいります。さらに、役場窓口での手数料、使用料の納付方法について、キャッシュレス納付の導入も進めてまいります。

行政運営については、オンライン申請や書かない窓口の導入に併せて、業務効率化が図れる窓口対応フローや、システムの調査・研究をしていきます。

また、新たなデジタル技術を積極的に活用し、業務改善を進めるとともに、活性化起業人を活用し、職員の内製による業務のデジタル化、DX化を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 再質問させていただきます。

地域公共交通計画からいきたいと思います。

先ほど、白子町にはJR等の鉄道がない、バス路線も減便しているという現状をお話しされたんですけども、この地域公共交通計画を読んでいて一つ疑問に思ったのが、白子町では、ウォーカブルなまちづくりを目指して、SWC主催の健康づくり運動において、現在40歳以上の町民の25%以上の方が参加している、歩く健康づくり運動があると思うんですけども、これも一つ大事な交通資源で、歩きたくなるまちづくりをすることで、地域公共交通サービスの維持、活性化の課題を解決する一役にもなりますし、人々が体の健康だけでなく、生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れる町を目指すことができるのではないかと思います。

歩きたくなる環境づくりを掲げ、自動車中心から人中心のまちづくりに転換して、道路、公園などの公共交通の一体的な利活用の可能性を引き出すことで、公共交通による移動ルートの確立と乗り継ぎ利便性の確保ができるのではないかと思います。また、高齢化や社会情勢の変化によって、全体として移動ニーズが縮小していく可能性が高いことを踏まえて、移動することそのものを楽しく快適に変化させることで、まちの魅力向上につながると思いま

す。

生活の中で歩くことを推進すること、歩きたくなる環境をつくることも、公共交通計画にとって大事な施策の一つかと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、宗島議員がおっしゃるとおり、ウォーカブルなまちづくりについては、白子町においては推進都市として示されておりますし、SWCにおいても積極的に行っております。

ただ、今現状から言いますと、例えばバス停まで歩いてとか、例えば主要な拠点まで歩くといったことがウォーカブルのまず一例として挙げられると思うんですけども、現状としては、例えばその移動する時間帯にバスが来ないとか、バスの本数が少ないと。それから、主要な拠点についてはまだまだ形成されていないような状況でありますので、まずは、公共交通の充実を図る、バス路線の本数を増やすとか、それから、公共交通ネットワークを構築して、主要な拠点整備を図った上で、このウォーカブルなまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひとも、その視点も含めて、公共交通ネットワークの充実であったり、バス路線の充実をしてほしいと思います。また、この都市マスタープラン等と連携しながら、歩きたくなるまちづくりを積極的に導入してもらえればと思います。

次に、デジタル田園都市国家総合戦略についてなんですけれども、先ほど、町長も答弁されていましたが、ワークショップ等をやって、町民の意見を最大限反映しながら策定していくとなっていますけれども、この総合戦略は、部門横断的で中長期的な計画のため、政策の選択において計画の担う役割は今後ますます高まるものと考えています。

さらに、少子高齢化が進展し、財政規模の縮小が不可避となることにおいて、優先度や予算規模に鑑みた政策の選択が必要になるかと思えます。そして、この計画自体が目的や根拠になる主体的な位置づけがなされず、また策定の計画の裏づけとなる予算額が含まれていないということで、形骸化した計画にならないようにしてほしいんですね。

そのためにも、前回、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、計画の変更等を踏まえて形骸化していたと言わざるを得ない。前回の反省を踏まえてほしい。だからこそ、その要因って何かなと思ったときに、その要因は計画の運用段階にあるのではないかと思います。

先ほども話していたんですけれども、3か年計画で総合計画と、行く行くは一緒になっていくという話なんですけれども、総合戦略以外にも、基本計画だったり、教育や福祉、産業といった多くの各政策分野で個別計画が作成されていて、それぞれに目標が設定されており、実際に運用する上で個別計画との連携だったり運用が重要なポイントとなると思います。

分野横断で取り組むべき課題が増加している中で、横串となることが予想される今回のデジタル田園都市国家構想総合戦略は、運用の必要性はますます高まると考えられますが、策定して、そして運用までにおいて、今回プロポーザルで契約を結んだ業者とは、伴走であったり、実走を含めて、連携は取れるという契約になっているのか、伺えればと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の総合戦略の受託業者であります、先ほど町長から答弁のありました、株式会社さとゆめというのは、東京に本社がございまして、このプロポーザルの段階で、この業者が伴走型のコンサルということでプロポーザルされました。

これがどういう業者かといいますと、まず過去の実績から申し上げますと、山梨県の小菅村という700人ほどの人口の総合戦略を策定しております。この小菅村でこのコンサルのほうで計画を策定して、その後、古民家ホテルの事業化支援を行っております。

まさに、計画して、事業化して、伴走するというところまでこの業者は行ってございまして、さらに、この700人の村に6社の企業を誕生させておるという実績がございまして、本町としましては今までにない業者ではないかということで大変期待しておりますし、町としても、この業者と協議検討を進めながら、それこそ実走できるような効率的な総合計画を策定できればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひとも、いろんな計画を白子町は立てているんですけれども、やっぱり計画が計画のための計画になってしまいがちですので、事業化して、伴走していくまで、本当に最後までやっていく業者、そして白子町に合った計画になっていくよう、これからも策定をよろしくお願いします。

次に、白子町DX計画なんですけれども、先ほど答弁にもありましたけれども、書かない窓口であったり、オンライン申請の仕組みを拡充して、行かない窓口の取組を進めて、書かない、待たない、迷わない、デジタル窓口の実現と、ワンストップサービスの実現に取り組

むという答弁がありました。この推進体制についてちょっと伺えればと思います。

この計画自体は、企画財政課さんを中心に、必要に応じて各担当課からの協力を仰ぎながら推進していくことと計画にあります。デジタルツールの導入や、デジタル化など、仕事の方法を変えることで、仕事が楽になることはたくさんありますが、仕事が楽になると分かっているにもかかわらず、目の前の仕事のやり方を変えることはとても負担ではないかと予想されます。

実際に、北海道北見市では、転居や婚姻などライフイベントに付随して発生する様々な手続について、カウンターを移動することなくその場で手続が終わるワンストップ窓口と、住民の各手間を省略する書かない窓口を実施しています。

北見市が先進的な取組に成功できた理由として挙げられているのが、窓口業務に関する課題について、体験調査を通じて、課題を職員間で共有できたこと。職員間でも、まずはできる人からできる範囲で業務改善を始め、少しずつ周囲を巻き込みながら業務を変え、やって駄目ならやめてもよいという精神的な後ろ盾を用意しながら業務改革を進めていた等が挙げられていました。

我が町においても、この計画の中心は企画財政課さんかもしれませんが、各種申請窓口は役場1階に集約しており、複数課にまたがっています。住民のみならず、職員の方々がこのDX計画にあるものをうまく活用するための体制や工夫はどのようにされていくのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えします。

まさに、宗島議員ご指摘のとおり、新たな効率化を図るための書かない窓口等を導入した場合には、やはりそれに慣れるまでは、職員が手助けをしていかなきゃいけない。その点では、職員の負担になるところも多々あると思います。今おっしゃっていただいたように、職員間で共有を図ると、あるいはどうやったら効率的に図れるかというところは、企画財政課のみではなく、当然、下にある3課と共有を図りながら体制づくりを進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 最後に、全体の要望をして終わりたいと思います。

今回質問させてもらったこの3つの計画は、どれも大事な計画ですので、まずは形骸化しないように、運用、そして、とにかく2点目のデジタル田園都市のやつは事業化、そして伴

走、そして実績を上げるところまで、本当に最後まで実用ができるような計画策定をお願いいたします。

そして、DX推進計画についても、やっぱり町を挙げて職員間が連携して、職員の負担にならないように、そして私たち住民も、行政サービスが向上するような計画にさせていただけるよう要望して、一般質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で9番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

◇ 高 山 隆 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、4番高山隆一君の一般質問を許します。

4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 通告に従い一般質問を行います。

1点目、コンプライアンスについて。

市民団体から、役場庁舎内における勤務時間中の政党機関紙の販売活動が指摘されました。役場庁舎内での政治活動は公務員の政治的中立性に反し、また、勤務時間中の販売活動は、職務専念義務に違反すると主張していますが、町執行部の対応及び考えを伺います。

同団体からは、様々な住民監査請求や住民訴訟の提起など、町に対する問題が指摘されており、これまで裁判所や監査委員も主張の正当性を認めているようであります。職員のコンプライアンス意識の向上などにより、外部の指摘に寄らない自発的な改善ができる仕組みづくりなどが必要と考えますが、執行部の対応及び考えを伺います。

2点目として、公共施設等総合管理計画について伺います。

昨年度には役場庁舎の防水工事などが実施され、白子荘の解体が始まるなど、公共施設の再整備に着手され始めましたが、保育園や小学校、国民体育館など、ほかの公共施設の老朽化も進んでいます。令和2年度に策定された個別施設管理計画を見ると、18施設中5施設が耐久性に問題があり、迅速な対応を要するとされておりますが、更新や統廃合を含め、今後の共通施設管理の具体的な予定について伺います。

3点目といたしまして、県道茂原白子バイパスの建設、この開通見込みについて伺います。

白子バイパスは、平成5年度の事業化から30年以上経過して、なおも進捗率は26%ほどであります。町長のコンパクトシティ構想の実現や観光、津波避難道路としても不可欠な白子

バイパスの完成であります。今後の見通しや町の対応について伺います。

4点目といたしまして、消滅可能性自治体について。

人口戦略会議が4月24日に発表した消滅可能性自治体に白子町が該当し、若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少すると、この発表に対し、町長の受け止めと今後の対策への考えについて伺います。

5点目として、地震津波対策について。

令和6年能登半島地震では、災害関連死を含め犠牲者が245人、建物の全壊は2万6,087棟となりました。平成9年度に作成された石川県の地域防災計画における被災予測は、全体で死者7人、建物全壊120棟などとされており、事前の被害想定のがんさが指摘されています。

平成29年度に改定された白子町の地域防災計画における、房総半島東方沖日本海溝沿い地震の被害想定によると死者50名、建物全壊約20棟とされており、能登半島地震を受けた計画の見直しなどが必要と考えますが、執行部の対応及び考えを伺います。

以上、5点について質問します。よろしくお願いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 高山議員のご質問にお答えします。

まず1点目、役場庁舎内の政治活動について、町執行部の対応及び考え方を問うということですが、白子町庁舎管理規則第5条では、庁舎での契約の勧誘、物品の販売などこれらに類する行為をしようとする場合は、あらかじめ庁舎管理者の許可が必要となり、総務課で適正に管理しております。

令和6年5月22日付で、庁舎の契約などの行為について、来庁者等から疑義や誤解を受けることがないように、また個人情報のセキュリティの観点から、職員が許可する以外は、職員以外を執務室内に入室させることがないように、職員に通知しました。

また、他市町村を参考とし、同日付で議会議長宛てに、庁舎での契約の勧誘等は、あらかじめ庁舎管理者の許可が必要となり、政党機関紙の購読の勧誘等については、庁舎の適切な使用の観点から、町民有権者から特定の政党について便宜を図っているとの誤解や疑義を招くおそれが強いと、文書をもって適切に対応していただきたいと申入れを行ったところがあります。

次に、公共施設の管理計画についてお答えします。

町が所有する公共施設やインフラについては、ほぼ同時に改修、更新時期を迎えるため、

多額の更新費用が必要になることが見込まれ、さらに、急速な高齢化、人口減少等により町税収の伸び悩みなどを鑑みますと、財政状況の先行きにも不安を感じるところであります。

今後、改修、更新に当たりましては、利用者、受益者の見込み数に合致するように、面積の縮減や施設の統廃合を進めるとともに、既存公共施設のリノベーション、リユースの検討が必要となります。

喫緊の課題として、統合小学校の整備、建設後の既存3小学校の利活用が挙げられます。昨年11月に行われました説明会でも触れられておりますが、3校共通として避難所や地域交流センターとしての機能を持たせるとともに、白瀉小学校には町民体育館の機能、歴史民俗資料室を移転し、町営サッカー場や社会福祉協議会等の拠点も3校のいずれかに設置する予定であります。また、地域活性化や交流人口の増加などに結びつけるためには、民間企業等への賃貸借も視野に入れる必要があり、今後の統合小学校建設スケジュールに並行して、利活用方法の検討を進めてまいります。

道路、橋梁から箱物やコミプラも含め、様々な公共施設がありますが、中長期的な財政事情などを勘案しながら、優先すべきものを見極め、整理、合理化を進めつつ、公共施設の維持管理に要する経費とマンパワーの縮減に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、県道茂原白子バイパスの開通見込みについてでございます。

県道茂原白子バイパスにつきましては、以前もいろいろな形で答弁しておりますが、現在の状況としましては、延長約9.9キロのうち、白子町区間の九十九里有料道路白子インターチェンジ側である第4工区2.1キロメートルを最優先に整備しています。このうち、1.1キロが供用済みで、残る1キロについても県では用地交渉を継続的に行っており、用地取得や協議が調った箇所において工事が予定されております。

第3工区におきましては、令和5年11月に地元説明会を実施し、その後、すぐに測量設計等を行っており、着実に事業進行をしておりますが、現段階で、完成までには相当の期間を要すると思われまます。

ご質問がありましたとおり、白子町の今後のまちづくりにおいて非常に重要な道路と認識しており、今後予定されている圏央道の県内未開通区間の開通を受け、さらに観光振興や企業立地、物流等、九十九里海岸方面への本道路の果たす役割は重要度が増してくると思われるため、町といたしましては、国・県へ早期完成についての要望活動を引き続き実施しながら、整備速度を早めるため、さらに県との連携を密にし、協力体制を強化していきたいと考

えております。

続きまして、消滅可能自治体についてのご質問でございますが、人口減少問題につきましては、本町の抱える大きな問題の一つであり、私としましても、2050年時の人口を8,000人程度で人口減少を止められるようにしたいと考えております。

今後の対応としましては、将来にわたって持続可能な白子町を維持するために、全庁的な体制にて人口問題に関する施策を検討、調整するために、委員会を新たに組織し、定期的を開催し、対応策を検討してまいります。

進める施策としましては、子育て環境の充実、移住促進、企業誘致、住宅整備など、取り組むべき課題やキーワードは様々ありますが、これをやれば必ず人口が増えるという妙案はなかなか難しいと考えておりますので、様々な施策を複合的に進めることで消滅可能自治体を脱し、持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、地震津波対策についてでございます。

本年元旦に能登半島地震で、その後、2月、3月にかけて千葉県東方沖でスロースリップに伴う群発地震、4月には台湾と豊後水道で震度6クラスと、年の前半から地震の発生が続いたため、地震津波への対策については多くの方がご心配されているものと思われま

す。本町の地域防災計画の現状ですが、平成30年3月の改正から既に6年が経過し、その間に改正された災害対策基本法や災害救助法との整合を図るため、改革が必要な時期であると認識しているところであります。

改正の予定ですが、現在県が地震津波の被害想定調査を実施しているところですので、その結果、成果の公表時期をにらみつつ、令和7年度当初予算に、地域防災計画改正のための関連経費を計上できればと考えております。

なお、計画の改正作業にもかかわらず、必要な防災情報などは今までどおりホームページや防災アプリなどを活用し、速やかに周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 本日の質問の中で、防災関係については、大きな災害が発生するたびに、全国的な動きなんですけれども、見直しが絶対必要となります。この機会を捉えて、今後このような取組を実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で4番高山隆一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大塚貴充君

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君の一般質問を許します。

1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 議席番号1番、大塚貴充でございます。

私が白子町議場に登壇させていただいておりますのは、町民の皆様に負託をいただいた賜物でございます。感謝の意を申し上げ、負託に応えるべく、議員道を邁進いたします。

石井町長をはじめ職員の皆様におかれましては、町政運営にご尽力をいただき、敬意を表します。

それでは、通告の順に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

光陰矢のごとしとは申しますが、歳月の過ぎるのは早いもので、令和3年6月19日に石井町政が始動して3年になろうとしております。任期も残すところあと1年となりました。石井町政は総仕上げの段階に入ります。私は、ここで、町政運営についてと題しまして、4点伺いたいと思います。

1点目といたしまして、町長へのご意見箱を役場庁舎玄関に設置をしているが、寄せられた意見や回答などの運用について伺います。

2点目といたしまして、町長の提唱する「輝きのある白子町」づくりにおいて、対話の重要性について見解を伺います。

町のホームページの町長の挨拶を拝見いたしますと、町は、町民の皆様が主人公です。町

民の声に耳を傾け、その声を、輝きのある白子町をつくり上げてまいりますと語られております。

輝きのある白子町に変化を遂げることは、町民の切望であると思われまます。しかしながら、まちづくりは一朝一夕にはできるものではございません。時間を費やすものです。そのゆえんは、まちづくりへの考えや価値観が多様であるからです。ましてや、石井町長が掲げる気宇壮大なコンパクトシティ構想など12の公約を実現するためには、卓越した調整能力や対話力が求められると考えます。

まちづくりは英知が結集してなせる業です。英知を結集するとは、徹底した対話から生まれるものではないでしょうか。

3点目といたしまして、副町長不在について伺います。

執行部のひな壇の席に目を向けますと、町長の隣は3年空席です。町長を補佐して白子町の運営や政策立案を支える重要な役割を果たす副町長。令和4年12月の定例会において、町長は、副町長の必要性は認識している、選任に向けて研究していきたいと述べておられますが、既に1年半経過しております。研究の成果を伺います。

4点目といたしまして、3年間の町政運営について自ら自己採点を行うと百点満点で何点になりますでしょうか。また、その点数を導き出した根拠について伺います。

以上、4点について、石井町長の答弁を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大塚議員のご質問にお答えします。

まず1点目、町長への意見箱の設置の件でございますが、この件についてお答えします。

町長への意見箱により町民等の皆様からいただいた意見、提案、要望については、白子町町長への手紙事務取扱要綱に基づき行っております。取扱い手順は、企画財政課が窓口となり受付し、私に報告するとともに、該当する所属長へ回答の作成依頼を行い、作成された回答を私が確認した後、受付した日からおおむね14日以内に差出人に回答しております。

内容的には非常に多岐にわたっておりまして、実際問題として改善に結びついたこととか、そういうこともございます。要するに、この制度自体は、町民の声をいかに広く聞くかという、そういう意味での意見箱でございますので、そういうことでやっております。

なお、手紙に氏名等の記載がない場合、内容が不明瞭なもの、その他要綱で定めがあるものについては回答を行っておりません。これは当然のことですが、そういうことでございま

す。

次に、輝きのある白子町づくりについて、対話の重要性につきましては、これはちょっと申し上げますと、かつては白子町、テニス、海水浴そして観光客でにぎわい、近隣市町村に比べて観光だけでなく商業、工業、農業までもが輝いていたように思えます。しかし、最近では白子町自体が一宮に取って代わられたように思っております。

まちづくりにおける対話の重要性につきましては、現状分析についてであります。現状分析においても、町民と対話が重要でありますし、アンケート調査等も含め住民目線を重視した対応が必要と思っております。

町民の声として、町長の顔が見えないとか、そういう批判もありますが、今広報、あるいはSNS等で発信していますが、今後、各地区で行政報告会も計画しております。どんどん、今町政がどういうことをやってるかということを広報していくつもりであります。その辺でお許しいただきたいと思っております。

次に、副町長不在についてでございます。

この件につきましては、私は就任当初、県から招請すれば県とのパイプも太くなるし、職場の改革もできると思いき、県議を通じて、そういうことで打診しておりましたが、議会にこういう提案をしたら、とてもできるものではないと、そういうことでありまして、これで断念した思いがございます。

次に、昨年暮れでございますが、ある人物を推薦したところ、当時の議長に相談しましたんですが、絶対無理だということでありまして、取りやめたということが事実でございます。

現状、コロナが明けまして、私自身もかなり多忙になり、副町長はいてもらったほうが当然いいわけですが、議会との関係でこういうことになっているのが非常に残念でなりません。

次に、3年間の町政運営に関して自己採点ということでございます。ですけど、自己採点とは非常に難しいところがあります。少なくとも、私がやってきたことに関しては及第点をクリアしているものというふうに思っております。点数は、はっきり言って、及第点ということでご了承いただきたいと思っております。

といいますのは、これ、第5次総合計画の後期計画の作成、これも今まで第3次、第4次、第5次計画が全て同じ内容、ほとんど同じ内容であったわけです。結局、今私が申し上げました、コンパクトシティとか、そういう中心市街地をつくろうとか、そういう構想とか、総

合的な公共施設の計画とか、そういうものも一切なかったわけでございます。

そういう中で第5次総合計画をつくり上げまして、小学校の統合、認定こども園の設置、アクアセンターのリノベーション等の計画スケジュールも今進めております。それだけではなくて、内部管理部門でも行財政改革を積極的に進めまして、事務改善、DXもかなり進展しております。このDX化に関しましても、近隣市町村では恐らく一番今現在進んでいる部分じゃないかというふうに思っております。

次に、内部統制、ガバナンスの件でございますが、この各課の目標、いわゆる役場というところは目標があってないようなもので、それに管理がほとんどされてなかったのが現状でございます。これ実際問題、普通、株式会社であれば目標があって、その目標は利益を幾ら出してという形で、期間でそれだけのものを実績を上げていかなきゃいけないものなのですが、役場というのはそういうことございませんもので、そういう形で、でも、目標管理に関しましてはPDCA等を回しまして、各課の目標、これを明確につくらせまして、中間時点でチェックを入れながら、これをやっていったような次第でございます。

このように、行政の方向性、まちづくりに関する計画の作成及び内部管理部門、その他ガバナンスにおいて、まあまあそこそこやってきたんで、取りあえず及第点は大丈夫じゃないかというふうに私自身は思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） ご答弁をいただきまして、ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

1点目の事案についてですけれども、町長へのご意見箱と、ネーミングですね、名づけられております。町民感情とすれば、町長からの回答を望むという声もあります。この点についてはお考えを伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 基本的には、私から直接出すべきだというふうに思っていましたんですけれども、実際、何件かは私から直接電話を入れてご回答申し上げたこともございます。総体的にやはり相当な数が来ておりますんで、全部というわけにいかないんで、場合によっては何人か私自身電話で回答した事実がございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 今の町長のお話を伺っておりますと、結構、件数的に多いというお話ですけれども、差し支えないと思うんですけれども、何件ぐらい来ておりますでしょうか。

そして、これは言わば町民の方の声ですから、まちづくりの礎になる、ある意味、宝だと思うんです。白子町は、町民の貴重な声、町民の方に町に対して意見、提言、批判様々、もろもろのものはございましたら、この箱に入れてくださいと求めているんだけれども、町民が1票を入れた案件に対して、もちろん個人情報に抵触するものは、これはあんばいが悪いんですけれども、やはりそういう、どういうことを町民の方が意見を持っているのか、公表できる範囲で、広報紙や、あるいはホームページで公表するというお考えはないでしょうか。

他の市町村の事例を申し上げれば、長崎県の佐世保ですか、佐世保は様々な意見をいただいた、その意見に対してまちがどういう対応をしたという、その事例まで公表しています。

私が申しますのは、そういう小さな町民の声、小事を大事にするということは、大きな結果に結びつく基本的な部分ではないのでしょうか。いかがお考えですか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまの再質問にお答えいたします。

大変申し訳ありません。令和6年4月からの実績になりますけれども、4月、5月で10件でございます。

ホームページ等で公表につきましては、白子町町長への手紙事務取扱要綱の中には、一応町の公式ウェブサイトにおいて公表することができるというふうに記載してございますので、その辺については、今後検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 先ほどの町長のお答えでは、件数的に多いというお話だったんですけれども、ただいま企画財政課長よりご答弁いただいた内容は令和6年度で10件だと。この数を多いと見るか、少ないと見るかは、町民の皆様のご判断ですけれども、最後に、私はこの件につきまして要望といたします。

ある自治体では、意見箱に寄せられた40件の回答を怠り、2年以上も放置されているという目を疑う報道がございました。白子町長へのご意見に寄せられた意見には、迅速で的確な回答をお願いいたします。

続きまして、2点目について再質問させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

先ほど、町長の対話の重要性というお話を伺いましたけれども、私はここで再質問といた

しまして、先ほど私が例を述べましたけれども、石井町長は就任して3年たたれております。もちろんコロナ禍という未曾有の危機もありましたけれども、この3年という町政運営のかじ取りの中で、例えば町民の声というものに重きを置くのであるならば、自らが能動的に町民との対話、名前で言えば町政報告会、あるいはタウンミーティング、呼び名、命名についてはいろいろあると思いますけれども、要するに、町民の方との面通しで話をする。これは、まちづくりにおいて重要なことではないのでしょうか。

もちろん提言箱、いろいろな町民の方からご意見を募るというのも一つの手ですけれども、やはり面通しで会うということは、その町民の方の、例えばこの案件についてご立腹しているというのであるならば、その温度が分かるわけですね。どれほどこの町民の方が怒っているか。やはりそういうところを酌み上げる、自らが町民のところへ足を出向いて酌み上げる、こういうお考えはございませんか。

そして、先ほど、今年度その予定であるということだったんですけれども、過去を振り返って、3年の間、どのぐらい対話集会的なものを開催したか。数値的なものを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 確かに、おっしゃるとおりで、町長がやはり個々にそういう意見とかそういうものを酌み上げるということは、確かに姿勢的には必要だと思います。それをやるには相当な、夜、昼、昼夜なく動かなければできないという、そういうことが相当あると思います。

だから、これは基本的には、私自身はそういう方法はやぶさかじゃございませんけれども、ただ、今回、この間自治基本条例という基本条例をつくりました。これは、やはり町民に対して、町でやっていることをどれだけ皆さんに分かってもらえるかということを広報しなければいけないという、そういう条例の一部でもあるわけでございますので、そういう面で、私は、例えばこの間も自治会長会議がありまして、自治会長会議というのは今までは町からの報告だけで済ませていたものが、今、向こうからも意見をもらうような形になっておりますし、そういう形でどんどん変えていく形は取っております。

ですから、それ以外に私自身もそういう形で、行政報告会みたいなのも1回、2回はやっているところがございますんですけれども、そういう形で、基本的に、そういう町民の声を聞くということは、私は本当に必要だというふうに思っております。

それで、先ほど、その人が、苦情があったらどうのこうのというのは、確かにそのとおり

です。苦情があったら必ず何か対応は間違いなくしますから、そういう形で、住民との対話はどんどんしていくつもりでおりますが、大塚議員も今後いろいろ、また町長をやるかも分かりませんですけども、やってみるとよく分かると思いますけれども……

(議長と呼ぶ者あり)

それは分かりませんですけどもね。そういうことでやると、やはり結局、内部的なことも相当労力的にかかってくるわけでございますんで、基本的な姿勢は、私はそれは全然問題なく、町民の声を聞くというのは、もう間違いなくやらなければいけない、そういう形で考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 質問に関してではございませんけれども、ただいまの石井町長のご回答というか、答弁の中で、私は不適切と感じる発言がございましたので、その点をただしていただきたいと思います。

この神聖なる議会において、私に対して町長が、この次、町長がどうたらこうたらと、そういう話は、町長としての答弁としては私は不適切であると考えます。ただしていただきたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 確認のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時50分

○議長（梅澤哲夫君） 再開いたします。

初めに、先ほどの大塚議員の発言について、町長の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今例え話という形で、私が申し上げちゃったつもりでいて、大変不適切だったように思います。

町長という立場になれば、結局、町民の声をとにかく聞かなきゃいけないんですけども、その都度それを個別に対応するということは、まずなかなか不可能ですからということで、できるだけ多くの方に、あれをね、皆さんに知っていただくように、そういう広い意味での

話でございますんでね。

大塚議員に対して、どうのこうのということは一切なかったんで、非常に不適切だったというふうに思っておりますんで、その辺、ご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 町長のエキサイトした部分、十分承知いたしました。

○議長（梅澤哲夫君） その前に、議長として申し上げます。

議長という立場でありますので、発言については各自留意されるよう、よろしく願いいたします。

1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 誠に議会を空転させてしまいまして、申し訳ございません。

先ほどの3点目について、再々質問を行わせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 許します。

○1番（大塚貴充君） 副町長の選任案について、私は町長に伺いました。

そして、町長からご答弁いただきましたけれども、その中で、前議長にお話をしたところ。ところがその前議長のお答えはよろしくない、その人事案ですか。

これは、町長の見解では公な、パブリックな議会に対する提案ですか。それとも、個人的なお話で前議長に申し上げたのを、前議長がもうちょっと人選を考えたほうがいいんじゃないかと。これを議会全体からノーと言われたと、こういうご認識なんですか。

その点を伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今のご質問ですが、いわゆる議会を代表している議長という立場で、議長にお願いに行ったわけでございます、議会に正式な提案じゃございません。

正式な提案であれば、議会に議案として出せばいいわけですから、そうじゃなく、正式な提案では、正式なものではないんですけれども、ただやはり、議会の勢力的なあれからすると、当時議長がほとんどの議員を全部掌握していた部分が相当ありますんでね。それで、そういう意味で言ったわけでございます。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 私は、その当時は議員としてこの場におりませんので、そういう細かな事情分かりませんが、ただやはり、先ほど梅澤議長よりお話がございましたけれど

も、この神聖な白子町の議会において、やはり今の町長ご発言されたことも、あまり好ましくないとします。議長のご判断伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 今の大塚君の質問について、これは議会では判断いたしませんので。

1 番大塚貴充君。

○1 番（大塚貴充君） では、質問を続けさせていただいてよろしいでしょうか。

4 点目の町長の自己採点についての件でございますけれども、質問の趣旨からして、私のようなものが町長に自己採点を伺ったというのは、誠に僭越ではございましたけれども、私が町長に、自己採点を伺った意図は、数値的な点数、例えば60点あるいは満点の100点と、そういう数値的な点数がどうこうということではなく、その点数に至った、点数を導き出した根拠を伺いたかったんです。

それは、自らを客観的に見詰めて、自らの町政運営に対して、よろしくない点、ここは町長として、直していかなきゃいけないと、そのところなんです。

先ほど、石井町長のご自身の是正するというか、改めるという点については伺っておりますけれども、白子町の様々な改善した点について伺いましたので、私はこの質問に対しては終わらせていただきますけれども、最後に総括として、2つほど要望させていただきます。よろしいでしょうか。

町民との対話の話に戻りますけれども、やはりまちづくりの要、要諦は対話を重ねて合意形成を図ること。これがまちづくりの要諦ではないでしょうか。

最近私も聞こえてくる声は、議会との距離が遠い、議会軽視という声も、時折聞こえてきます。議会との緊密な対話を図ることを要望いたします。

一にも二にも輝きのある白子町を実現するためには、これはもう皆様、議員各位もそうですけれども、顔が違うようにまちづくりに対する考えや思いも三者三様です。

しかし、生まれ育った白子町、郷土を愛さない方は誰もいません。みんな郷土を愛しているんです。ただ、その方法論、手段が異なるだけの話です。それは、緊密な対話、対話、対話、一にも二にも対話、対話を重ねて、その溝を埋めていくということではないでしょうか。まちづくりは粘り強くやっていくこと、ここが一番重要だと私は思っております。

そして、2点目の要望といたしまして、町長は白子町の宣伝マンです。町長が白子の魅力を広める役割を果たすことは、地域振興にとって重要な一環だと考えます。

もちろん町長も、様々なイベントなどに、出席されているのは存じておりますけれども、もっともっと能動的にイベント、あるいは人が集まるところに足を運ばれて、町長のカラー

をもっと前面に出していただいて、この白子町を輝きのある白子町に導いて行っていただきたいと切に思うのであります。

話せば分かります。話せば分かる。とにかく回数を重ねて、ちょっと今お笑いになっていますけれども、話せば分かります。そういう小事を大事にすることが、大事を生むんだと、こういうことだと思えます。とにかく、議会との緊密な対話を重ねてください。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、1番大塚貴充君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時27分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正之 君

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、通告順に従い、12番大多和正之が一般質問を行います。

まず、給食費無償化についての考え方を伺います。

円安や物価高騰が町民の暮らしを、打撃を与える中、給食費無償化にと声が聞こえてきます。昨年度の一般質問でも市川議員、大多和正夫議員から同様の質問に対し、市川議員への答弁では、政府が言っている具体的方策がどのようなものか確認してからでも遅くないと。また、大多和正夫議員への答弁でも、町としてもこども大綱、こども未来戦略方針における内容を確認し、政府が掲げる具体的方策を見極めた上での対応を検討していくとの答弁でした。

町においても、各種調査結果などの分析から給食費無償化に伴う課題が解消された上での

判断であると思いますが、令和6年度施政方針では、学校給食センター、子育て支援を推進するため、千葉県公立学校給食費無償化支援事業を活用し、第3子以降の児童生徒に係る学校給食費の無償化に取り組みます。また、物価高騰により給食材料費も値上がりしていることから、その高騰分を町が負担することにより保護者への軽減を図りますと、併せて学校給食の質や量を低減することなく、栄養価を維持することに努めてまいりますと、施政方針でも述べていましたが、今朝の行政報告の中で、今回給食費を無償化へと至る町長の考え方を伺います。

次に、各学校の体育館、中学校の武道場、エアコン、W i - F i など、災害対策や熱中症対策として、今後備える考えがあるか伺います。

校舎などについてはエアコン設置が済んでいるが、熱中症対策、災害時の避難場所として利用される体育館、武道場のエアコン設置は済んでいなく、近年激甚化する自然災害や記録的な猛暑への対応など、児童生徒及び教職員の体調管理にも配慮した学校の環境づくりが重要であると考えます。

体育館は学校の施設であります、各学校の体育館は災害が発生した際の緊急避難所として側面も持っております。様々な事態を想定して、中学校の体育館、武道場へのエアコン設置の考えを伺います。

次に、第21回おいしさ一番白子たまねぎ祭り開催についての考えを伺います。

たまねぎ祭り開催に当たり、白子町後援名義使用承認取扱規程に基づき、たまねぎ祭りが開催され、新聞によると白子町特産のタマネギが収穫シーズンを迎え、古所海岸前広場で5月12日PRイベント、白子たまねぎ祭りが行われた。

生産する白子町玉葱出荷組合の農家が、九十九里平野で育った甘くみずみずしいタマネギを販売、大玉入りの袋を抱える家族連れでにぎわっていたと記事になりました。

私も現地に行きましたが、子供たちや様々な発表で会場はにぎわっていましたが、会場が広過ぎたことが影響したのか、タマネギの直売とイベント会場が別々に感じられました。町長も来場していたと思うが、たまねぎ祭りを見て、まず町長の感想をお聞かせください。

以上、3点3項目、お願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 給食費の無償化につきまして、大多和正之議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

先ほど町長の行政報告の中でも説明がされましたけれども、教育委員会といたしましては、教育委員会定例会におきまして教育委員の皆様方への説明を行い、そしてご承認をいただけるよう準備を進めてまいりたいと思います。

また、給食センターの運営委員会におきましても、委員の皆様への説明、そして白子町学校給食センター条例施行規則等の改正等の検討を進めてまいります。その後、保護者への周知を図りながら、教育委員会といたしましてはスムーズに9月からの給食費の完全無償化を実現したいと考えております。

次に、学校施設へのエアコンやW i - F i等を災害対策や熱中症対策として、備える考えはあるかというご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

白子町の小中学校では、普通教室、特別教室における空調機の設置は完了しているものの体育館及び中学校の武道場は未設置でございます。現状、学校での体育館の運用では、ドアや窓を開放した上で熱中症指数計を基に、小まめな休息や適切な水分補給について指導を徹底するなど、熱中症対策に努めているところでございます。

しかしながら、近年は記録的な猛暑が続いていることや、体育館においては授業、部活動で使用するほか、災害時の指定避難場所ともなっていることなどを、議員ご指摘のとおり、体育館や武道場には空調機設置の必要性を深く認識をしているところでございます。

なお、体育館等への空調設備を新設するためには、機器本体のほかに効率的な冷暖房を行うために必要となる施設の断熱性能の確保や、大規模な電気容量の増設、設置後のランニングコストなど、総合的に考慮した大幅な予算確保が必要となってまいります。先行自治体の事例を参考にするとともに、補助金の活用や交付税措置のある有利な地方債制度の活用も検討し、関係各課とも協議を重ねてまいります。

また、校内W i - F i環境の整備につきましては、令和2年度にネットワーク環境施設整備事業で、普通教室、特別教室と同様に体育館、武道場にも無線アクセスポイントを設置済みでございます。学校専用のG I G Aネットワークとなるため、セキュリティの関係上、平時はアクセスを制御しておりますが、災害時の避難所となった場合は避難者が使用できるよう切替えを行うこととなりますので、災害時には運用可能となります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 4の3の①、イベント開催についてのご質問にお答えします。

白子町たまねぎ祭りは、農商工、観光の連携を図り、町の特産品である白子たまねぎを広

く周知していただき、多くのお客様の誘客につなげることを目的として、約20年前に始まり
ました。

白子たまねぎ祭り実行委員会は、前橋商工会長が実行委員会会長を務め、農業振興協議会、
温泉ホテル協同組合、玉葱出荷組合、長生農協、長生産直、観光協会といった、町内各種団
体のみならず、千葉県長生農業事務所にも参画いただき、16名で構成されております。多く
の農業、観光関係者等の協力により、現在に至ります。今回は、コロナ禍で実施ができない
時期を乗り越え、大勢のお客様をお出迎えすることができました。

また、以前たまねぎ祭りのときに行っていた掘り取り体験は、農家の畑で直接行うたまね
ぎ狩りという形で引き継がれ定着しており、祭りと合わせて5月の白子町をにぎわわせ、楽
しんでいただいております。

先月12日に開催しました第21回おいしさ一番白子たまねぎ祭りですが、玉葱出荷組合員に
よる直売会に併せ、地元特産品の販売、露店等の出店を行うとともに、太鼓やダンス等パフ
ォーマンス実演により開催いたしまして、当日の来場者数が約6,000人と、昨年より倍増し
た来場実績にととてもうれしく思っており、今後に期待しているところでございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、再質問いたします。

給食費無償化については、私は先ほど町長の考えをお聞かせくださいと申し上げましたが、
教育長が答えてくれたので、教育長の考えは分かりました。

千葉県では54市町村のうち、令和6年1月1日現在、完全無償化が20市町、その他の条件
による無償化3市、中でも県内17町村において10町村が無償化を実施し、近隣では長南町、
長柄町、九十九里町、いすみ市が無償化にしています。近隣の無償化を実施している自治体
の共通点は、先日発表された消滅可能性都市に分類されています。

結果的にも、本町も無償化に着手するということでしたが、物価高の影響下では子育て世
帯において、経済的にも有効な施策であると早急に対処すべきだと思いますが、今朝の施政
方針では9月から行うということでしたが、これを9月からではなく4月に遡り行うことが
可能かどうか、改めて町長の答弁を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 本年度のいわゆる施政方針では、学校教育、子育て支援、防災、この
3つが大きな主たるテーマになっておりまして、その中でやはり子育て、いわゆるそれから
学校教育、その辺でやはりこの給食費の無償化というのは、いずれかはやらざるを得ないと

いうふうに思っておったわけなんです、やはりこういう形でいろいろ近隣町村でそういうものが始まってきておる中において、白子町も当然やるべきだというふうに思いましたので、この9月からやるようなことになりました。

ただ、これが4月に遡ってという形になりますと、ちょっと実務的にどうかということもありますんで、できれば、これ9月からでも別にそんなに大きな違いはないと思いますんで、9月からで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、また再質問いたします。

給食費無償化については、単年度の予算ではなく、国の給食費予算が組み込まれるまで継続されると思いますが、給食運営委員会や教育委員会の会議では話題に上がらない案件を、無償化に至るプロセスをまた教えてください。そして、その給食費無償化についての予算をクラウドファンディングなどを活用する考えがあるか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 無償化に対してクラウドファンディングというか、そういうことは一切考えておりません。

これ無償化に関しましては、大体給食予算というのは大体年間1億3,000万ぐらいかかっているわけございまして、結局これで食材費として、子供たちからもらっている分というのは、実際3,000万ちょっとぐらいございまして、総体で1億3,000万、ほかはもう全部町が出しているわけございまして、そういう面で、そんなに大きな負担でもないような気がしましたので、それもありますし、やはり子育てという中において、白子町としてもやはり全面的にこれ支援していかないと、やっぱり人もどんどんこれ以上減ったら大変なことになっちゃいますんで、そういう面で子育て支援に重点的に進める意味でも、これがやるべきだというふうに、そういう判断の上に、なったわけございまして、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） 私からお答えさせていただきます。

無償化のプロセス、これからにつきましては、先ほど教育長からも若干触れておりますけれども、必要な会議、教育委員会の会議ですとか、給食センターの運営委員会、それから必要な例規の改正、それから9月の補正予算における必要経費の計上などの事務手続が行われ

ていきます。これは関係各課、横の連絡を取りながらしっかり携わってまいりたいと思います。

それから、もしこれからのプロセスじゃなくて、この無償化に至った以前のプロセスをということであるならば、私のほうから少し説明させていただきますけれども、昨年のこども未来戦略12月22日、それから今年の5月31日こどもまんなか実行計画2024というものが、国から出されまして、給食費無償化については昨年の未来戦略のとおりで、あしたまでに国としては方向性を示すということで、私、本日の朝も確認しましたけれども、いまだまだ出ていない。

ただ、町長の行政報告の中で申し上げたように、政府を挙げて子育て支援をやる。その中で給食費にも触れているわけですので、今までどおりご父兄の皆さんの給食費の負担だけでやるということは、ちょっと考えづらい、何かしらの国庫負担制度が設けられるんであろうと、このように考えております。

また、昨年12月ぐらいだったと思うんですけども、財務省の職員とちょっと意見交換をする機会がございまして、その際この給食費無償化の話に向けてみましたところ、全国的にこういった要請・要望は非常に大きいと。財務省としても、なかなか無視できるようなことではないので、いずれ財政的なことは施策として打たれるのではないだろうか。ただ時期は分かりませんというようなご回答をいただいたところです。

そういった中で、本町では教育長も含めて、いろんな検討を進めておったわけですが、その中で今大多和議員がまさにご指摘のとおり消滅可能性の話も出てまいりまして、やはりここは手を打たないと、近隣市町村においても差別化、いわゆる負けるほうで差別化が進んでしまうおそれが強いというようなこともありましたので、今回このような無償化の判断をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、最後に要望いたしますが、町長も町政を牽引してきたものの残りの任期が1年となり、このタイミングでの給食費無償化へのかじ取りは、子育て世代の大きな支援となりますが、在任期間中の実績づくりとして認識されかねません。

しっかりと政策の本質を踏まえ、原材料費、光熱費などの高騰下において給食費の質が低下することのないよう、栄養バランスの取れた食事の提供により、子供たちが健やかに育ちながら健康保持と増進を図り、また1人当たりの教育予算や子育て支援に関する予算が縮小

することのないように、適切な財源確保により実施されることをお願いいたします。

次に、エアコンについてですが、体育館のエアコンの設置は令和4年9月現在、全国平均は9%ですが、千葉県では15.3%、東京都では82.1%と非常に高い設置率になっています。このような施設では、おおむね電力消費のピークカットや災害及び停電時の利用を想定したものとし、自立発電型の電気とガスエアコンの両方を設置した避難所として、必要な防災機能も確保されています。

激甚化する自然災害にて、白子町では令和元年に発生した台風の際に、指定避難されていない、空調設備の整った青少年センターへの避難者受入れを行いました。

町長は選挙公約で、教育環境を整備すると訴えていましたが、充実した教育環境整備と、避難所としての必要な防災機能の確保に関して、今後の取組、どう考えているか、町長の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 避難所の関係の例えば、青少年センターとかそういうところがございますけれども、どんどんやはり体育館も含めて、やはりそういう面では整えていかなければいけないというふうに、私自身は思っております。これは予算との関係もありますので、できるだけそういう形で進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは要望になりますが、近年は地球温暖化の影響から台風や豪雨の激甚化に加え、平均気温も上昇し毎年記録的な猛暑が続いております。

学校統合の兼ね合いもある中でありますが、体育館、武道場における空調機器の導入は教育環境の整備としても、災害時に必要な機能を確保した避難所としても有効な設備であるため、利用可能な補助金などもあると思いますので、ぜひ早急な設置に向けお願いしたいと思います。

次に、たまねぎ祭りについてですが、白子町もPRイベントによりブランド力向上を、ブランド力を高めるために後援したと思いますが、今後のたまねぎ祭りの取組の考えをお伺いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） 今回たまねぎ祭り大盛況ということで、皆様お越しただけたかと思えます。

その中で、幾つかやはり問題点等もございました。タマネギを使ったものが少ないのではないかというようなご意見もいただいたり、先ほど大多和議員のおっしゃった、タマネギ販売がちょっと離れていたのではないかとというようなこともございました。ただ、このタマネギの販売の場所につきましては、もうちょっとコンパクトにする予定でいたんですが、組合さんのほうでこの場所でやりたいということで、あの場所を選ばれたということになっております。

今後ということでありますけれども、今回、実際出店者がかなり多く、80店舗ほどございました。そちらにつきましては公募して、ネットのほうで公募して出ていただいたという形でありました。実際に公募したことも影響してか、実際に自分たちのお店のPRも兼ねてのSNSなどでの発信、そういうものもあっての今回来た来訪者が多かったのではないかと。

実際にアンケート等で実際に出てきた数字が、アンケートをやっていたんですが、約250名やっていただきました。ご協力いただきました。その中で、県内・県外ということで、町内から来てアンケートする方は6%でございましたが、それ以外は県内・県外ということで、かなり多くございました。

それから、たまねぎ祭りをどこで知ったかということも、ネット系で知ったという方も、半分、半数近くいらっしゃいました。リピーターの方もいらっしゃいますし、当然そういう方もいらっしゃいます。

それから、催物についての満足度でございますが、60%以上が満足している、普通であろうというのが30%ぐらいいて、駄目であったという意見はほとんどございませんでした。

また来たいかということでございますが、9割がまた来たいということで、アンケートお答えいただいた点もございまして、今後のまたたまねぎ祭りの実行委員会において、この辺の反応を皆さんにお話しして、実行委員の皆さん、先ほど町長言った16人の実行委員さんがいらっしゃいます。各種団体の方がいらっしゃいますので、そちらの方々のご意見を伺いながら進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、再々々質問いたします。

第21回おいしさ一番白子たまねぎ祭り開催場に伺い、思ったことは先ほど課長もおっしゃっていましたが、タマネギを使用した販売店がほとんど見当たりませんでした。たまねぎ祭りの主催者は実行委員会になっていますが、出店の受付は、商工観光課が行い、開催の責任

者が不在と受け止めます。

また、多くのキッチンカーやテント販売が出店していましたが、出店料が無償とのことで、町内町民事業者でしたら無償で構わないと思いますが、たまねぎ祭り実行委員会メンバーにも町からの補助金、委託料が支出されているので、今後の開催方法を改めて伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） 出店料金につきましては、前回はコロナ禍脱出しての第1回目でありました、去年が。そのときに、ちょっとお客さんの数が入りも少なかったしということで、出店料金につきまして今回どうするかというのが、以前あった、去年のうちにあった実行委員会の中で開催され、今回は出店料金については見合せましょうということでやりました。

ただ、今後につきましては、実行委員会の中でも今回、始まる前の実行委員会で実際に出店料を取ったほうがいいんじゃないかという声も当然ございました。当然、商工会や観光業界など加盟しているところは当然、負担金という形で出資させて、祭りのための出していたでおりますんで、それ以外の方、または町外から来る方については出店料を取るべきではないかというご意見もありましたので、またそれは参考にさせていただきたいと思います。

あと、タマネギの使ったものが少なかったということで、今回石井食品さん、町と提携しておりますけれども、石井食品さんの玉ねぎハンバーグが割と早く、もう午前中に何か売り切れてしまったということもありまして、ちょっと少なく見えてしまったのかもしれないんですが、それ以外で出ていたのがタマネギドレッシングの販売が3店舗、タマネギワインが1店舗、タマネギスープが2店舗、それからタマネギパンというのが1店舗ございました。

ただ、おっしゃるとおりで、できれば白子たまねぎを使った料理で、出店の、できるものとできないものとあるとは思いますが。なので、そういう部分での差別化なり図っていければというふうには思っております。当然、白子たまねぎを使った場合には、それなりの例えば、出店料を半額にするなり、下げるなりみたいなことも考えなければいけないかなというふうにも思います、出店料取った場合ということでございますが。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 最後に要望がありますが、それこそ、よりよいタマネギのPRイベントになることを、また来年以降期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わりにいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 秋 葉 広 行 君

○議長（梅澤哲夫君） 3番秋葉広行君の一般質問を許します。

3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） 3番、秋葉広行でございます。

私は2点、土地改良事業の施設についてと中学校の休日部活動指導の地域移行について質問いたします。

まず、南白亀地区における両総用水本納支線の町道1041号線脇の浜宿派線から、東側の浜宿東地区並びに牛込東地区の約25ヘクタールの水田へ用水路を介し分水されておりますが、通水不良となっている現状について伺います。

土地改良事業で造成された用水路敷には現在、構造物が敷設されていない土水路であるために、形がない構造物の老朽化により、思うように用水が行き届かない。また、土砂の堆積等により徐々に機能を失っているなどのためにほとんど通水が不良となり、農家の皆さんは排水路をせき止めたり、エンジンポンプで給水しているのが現状です。多いときには末端まで400メートルの間にエンジンポンプが10基以上並ぶこともあります。

利益の少ない水稲耕作において、条件の悪い圃場は後継者も、次の借手も参入してこないのではないのでしょうか。このことは土地改良事業の範囲であり、町で直接関わっておりませんので、難しい面もあると思いますが、幸いに地籍調査事業が完了し、行方不明となっていた境界も明らかになった機会でもあり、改善する方法はないものか伺います。

次に、中学校の休日部活動の地域移行について伺います。

スポーツ庁と文化庁は、令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを示しました。主な内容は、将来にわたり子供たちがスポーツ、文化芸術活動に継続して親しめることができる機会を確保するなど、休日の部活動は段階的に学校から地域クラブに移行していくというものです。

その背景には、部活動の顧問を務める先生方の長時間労働や専門以外の指導、また少子化による部員の減少が部としての活動困難になるなどの問題があり、教職員の働き方改革を含めて新しい部活動の在り方が求められているということがあります。全国的に中学校の休日の部活動は地域で担い、これを実施する流れであります。白子町において、その状況と地域移行の進捗状況についてお伺いします。

2点目ですが、部活動が地域移行された場合には、指導者への謝礼や保険代金、また大会参加費の経費が発生すると予想されます。その負担をどのように賄うのか。あるいは、町として何か支援を考えているのか、見解を伺います。

以上2点について質問いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 秋葉議員のご質問にお答えいたします。

土地改良事業、昭和38年から昭和43年頃で造成された農業用水路は老朽化が進んでおり、維持管理に支障を来している箇所については、効率的な用水の利用と維持管理の省力化を図る必要があると考えております。

用水路の管理分担ですが、両総用水の揚水機場及び幹線から派線までは両総土地改良区の直接管理になり、農地への給水用の水路については、各地域に設立されております維持管理組合による管理の下で維持されているところであります。引き続き効率的な管理体制づくりを確立すべく、両総土地改良区及び維持管理組合と強力で協議してまいりたいというふうに思っております。

次に、中学校の休日部活動の件、2つについては教育長から答弁していただきます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、中学校の休日部活動の地域移行について、秋葉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、白子中学校の部活動の活動状況ですが、現在の部活動は野球、サッカー、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、柔道、剣道、吹奏楽の8種目でございます。生

徒数は208名のうち170名が部活動に加入しており加入率は約82%、活動日は平日4日間、1日約2時間程度、休日は土日のいずれか1日の3時間程度で、週当たり2日間の休養日を設け、千葉県の部活動ガイドラインに従って活動を実施しているところでございます。

なお、今年の春の大会におきましては、白子柔道クラブが千葉県内の大会でも上位に入り、野球部、そして女子バスケット部も地区大会を勝ち抜き県大会へと出場するなど、頑張っております。

次に、地域移行の状況ですが、現時点でまだ地域クラブ等に移行した部活動はございませんけれども、今年度中に1部活動を地域移行できるよう準備を進めているところでございます。

国では、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、可能な限り早期の実現を目指す方針を示しておりますので、町教育委員会といたしましても、昨年12月にスポーツ団体関係者、中学校、保護者等を委員とした12名で白子町部活動地域移行協議会を設立し、検討を重ねているところでございます。

課題も多く順調に進んでいるという状況ではございませんが、千葉県の目標においては令和6年度中に各中学校、1部活動以上を地域移行をするよう掲げてございますので、白子町教育委員会といたしましては、保護者や関係者の理解、協力を求め、一つずつ課題を整理しながら、土日に活動を希望する生徒の居場所を確保できるように、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

次に、部活動の地域移行がされた場合、指導者への報酬やクラブの運営費についてはどうかのご質問でございますが、基本的に受益者負担、つまり保護者に負担をしていただくことを想定しております。土日の地域クラブに参加するかしないかは、あくまでも個人の希望によるものでございます。地域クラブが活動を維持するためには当然、運営費は必要になりますが、会費で賄っていくことがむしろ自然な形ではないかと捉えております。

一方で、学校を含めた町の公共施設を利用した場合には利用料を減免する。また、用具の購入等につきましても学校部活動との共有を図るなど、工夫を講じながらクラブ会費をできるだけ安くなるようにすることが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 申し上げます。発言中の私語については慎んでください。

3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございます。

まず、最初の土地改良事業のことではありますが、戦後、我が両総用水と愛知用水は、日本に先駆けて着工されました。しかしながら、その後の地震や地盤沈下、老朽化によって不具合が進んでいるのが現状です。南白亀地区においては、平成初期に用水整備事業というパイプライン化の計画が発案されましたけれども、合意に至らず、残念ながら実現されませんでした。これは昔からの事案ではありますが、用水の通水がなくても耕作者の皆さんは長年、賦課金を払っているのが現状でありますので、善処をしていただきたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長、石井宏樹君。

○産業課長（石井宏樹君） 秋葉議員の質問にお答えします。

南白亀地区の土地改良施設は整備後50年以上が経過しまして、他の地域と同様に老朽化が進む中で、耕作者の方々が安定的な米の収量を確保するためには、用水機能に支障を来している箇所改善は必要であると考えております。効率的、また安定的な用水の通水に向けて、繰り返しの回答となってしまいますが、管理者である維持管理組合と改めて協議をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございます。

次の世代の耕作者に少しでもよい条件で農地を継承していかなければなりません。あの一面は用水がままならない地域であるから、耕作したくないと言われないように、重ねて要望をいたします。

続きまして、2点目の中学校の休日部活動に再質問いたします。

先ほど教育長の答弁の中に昨年12月に白子町部活動地域移行協議会を立ち上げて、その準備を進めているということでありましたが、なかなか順調には進まないというお話でした。

どのような理由で順調に進まないのか、その理由を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 秋葉議員のご質問にお答えいたします。

部活動地域移行が順調に進まない具体的な理由につきましては、白子町の場合ですと指導者の人材不足、また保護者の経済的負担の増加、新規の地域クラブを設立しても生徒の人数が少ない場合は存続ができないため、近隣市町村との連携が必要になってきます。

また、平日と土日で指導者が異なり指導方法が変わってしまう。さらには、保護者としては、土日も今までどおり学校の先生方の指導の下で部活動の継続を希望するなど、課題につ

きましては多々ございます。

長生郡市内の状況におきましても、進捗状況に大変ばらつきはございますが、どの市町村も苦勞しているという話を聞いております。

以上となります。

○議長（梅澤哲夫君） 3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございます。

都市部とは違って我々の田舎では地域に受皿となる指導者が少なく、地域移行の見通しが立たない市町村が数多くあるというのは、新聞等で伺っております。白子町では何とかこれを乗り越えて、生徒が充実した部活動が行えるように、環境を整えていただきたいと思います。

地域クラブの会費についてですが、先ほど教育長の答弁の中で施設使用料の減免等は配慮するけれども、その運営費は基本的に保護者の負担で、参加者の負担で賄っていくという考えであるというふうに伺いました。現に地域移行によって保護者の負担が増えてしまうことが予想されるわけです。本当は地域クラブに加入したいけれども、お金がかかるならばと、諦めてしまう生徒や家庭があるかもしれません。そのような生徒、家庭への支援の考えがあるのか、再度伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） ご質問にお答えいたします。

経済的に厳しいご家庭に対する支援等の考えはないのかというご質問でございますけれども、先ほど教育長の答弁にもありましたように、基本的には受益者の負担で運営費を賄っていただくことを想定しております。経済的に厳しいご家庭だけを対象とした補助等は、現時点で考えておりません。

しかし、クラブによっては会費が高くなる場合もあろうかと思っておりますので、そのような場合は町からクラブへ運営費の補助を行うことも検討いたしまして、誰もが参加しやすいように低額な参加費、金額を設定できるように、クラブと協議、調整を図って、全員が安く誰でも参加しやすいような体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございます。

子供たちにはよりよい教育環境、そして家庭には子育てしやすい支援、そして先生方の働

き方改革という大きな時代のうねりの中で、これは変わっていかねばならない課題だと思います。積極的に町からご支援していただくよう要望をいたしまして、質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、3番秋葉広行君の一般質問を終結いたします。

◇ 市 川 隆 子 君

○議長（梅澤哲夫君） 引き続き、14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 14番、日本共産党、市川隆子です。

まず、私は通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、介護問題について2点伺います。

1点目は、訪問介護の現状についてです。

2024年度は3年に一度の介護報酬改定の年であり、4月から改定が実施されました。訪問介護は在宅介護の要です。介護が必要になった初期から終末期まで、どの時点でも対応できると言われています。生活がちょっと崩れ始めたという初期に週1回の生活援助、掃除ですとか洗濯などから始まり、終末期には1日数回の身体介護と生活援助で入り、在宅でのみとりを支えています。

2012年には60分で区切られていた生活援助の基本的サービスが45分に短縮され、介護報酬も切り下げられました。その当時のヘルパーさんからは、45分では洗濯機を回しても干す時間がないとの声もありました。そして、2014年の法改正では要支援1、2の人の訪問介護が保険給付から外され、自治体の総合事業に移されました。総合事業では簡易な研修で訪問介護が提供可能となり、同時に報酬も非常に低く設定されました。

国は、有償ボランティアを担い手に想定していましたが、そんな人材はいないという状況の中で、以前からの介護事業所が低い単価で担い、これも事業所赤字の大きな原因になっていると言われています。

そして、介護現場で人手不足感が一番高いのは訪問介護だということです。こうした状況の中で、4月から訪問介護の基本報酬が2から3%引き下げられましたが、訪問介護の現状について伺います。

2点目は、施設利用の現状についてです。

介護保険制度の見直しにより、介護施設を利用する低所得者の食事や居住費を補助する軽減措置である補足給付が見直され、高齢者2人世帯の場合、1人が入所してしまうと残された方は生活費を削って生活しているという実態もあります。また、施設入所も要介護3以上でないと対象になりませんが、現在の施設利用の状況について伺います。

2番目に、民生委員の人材確保について伺います。

民生委員は、厚労大臣から委嘱される任期3年の非常勤特別職の地方公務員です。民生委員の活動は大正時代に始まって100年以上の歴史があり、その活動はボランティアです。地域の実情をよく知っていて、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意のある方が選ばれることが多いと言われています。そうした方が地域の推薦を受け、決まるようです。しかし、適任と思われる方でも時間的な余裕がなかったり、仕事をしていたりで適任者を探しにくい状況になっていますが、民生委員の活動と人材確保の状況について伺います。

3番目に、マイナ保険証について伺います。

現行の保険証が廃止され、保険証と一体化したマイナンバーカード、マイナ保険証に一本化される12月2日まで、半年を切りました。しかし、国の利用率は低いままです。今年に入って少し上がったものの依然として低迷しており、4月時点では6.56%にとどまっています。なぜ利用率が上がらないのか、最大の理由は、今はメリットを感じず、制度に不安があるからです。

厚労省は5月、マイナンバーと健康保険証のひもづけで誤りが生じない仕組みを確保したと発表しました。理論上は6月からは、ひもづけ等の誤りは起きないとしています。これで安心してマイナ保険証を使えるようになるのでしょうか。この点について複数の関係者は、実行するのは人間だから、仕組みは完全でもそう簡単にはいかないと言っています。本町でもマイナンバーカード取得者は7割を超えていると思いますが、マイナ保険証の利用状況を伺います。

最後に、公共交通について伺います。

町は高齢化も進み、免許証を返納したくてもなかなかできない状況が続いています。らくらくタクシーや福祉タクシーチケット、そして高速バスやバス路線、しかし、まだバスの走っていない地域の問題など課題はたくさんありますが、住民の足の確保は少しずつ前進してきています。今後は地域公共交通計画により、どの地域も取り残されることのないよう進めていってほしいと考えています。

白子町地域公共交通計画概要版に目標達成に向けた施策が12項目挙げられていますが、施

策11はどのように考えていくのか伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 市川議員のご質問にお答えします。

現在、町内の訪問介護事業所数は2事業所であり、そのうち1事業所はサービスつき高齢者住宅と併設されている事業所です。両事業所とも介護サービスは身体介護、生活援助を提供しています。令和6年3月は65歳以上の要介護・要支援認定者数705名のうち118名が訪問介護を利用しており、町内の2事業所の利用者は24名であります。ほか94名は近隣市町村等に所在する訪問介護事業所を利用しており、ケアプランに基づいた訪問介護が提供されているところでございます。

続きまして、介護問題について施設の利用状況はというご質問でございます。

現在、町内の入所施設は介護老人福祉施設2施設85床、グループホーム3施設45床、有料老人ホーム2施設32床、サービスつき高齢者住宅1施設24床です。令和3年度と比較すると、グループホーム1施設18床の増、有料老人ホーム2施設32床の増、合計50床の増となっております。

把握している介護保険施設への入所者数は、介護老人福祉施設95名、老人健康施設32名、グループホーム39名、特定施設6名、ケアハウス5名、サービスつき高齢者向け住宅9名、有料老人ホーム24名で、要介護・要支援認定者のうち約3割の方が施設入所、入居されているという状況でございます。

次に、民生委員の人材確保についてのご質問でございます。

民生委員の活動内容ですが、民生委員法に基づき担当地区内の高齢者や障害のある方への定期的な安否確認や見守りを行うこと、地区住民が抱える様々な問題に対し相談に乗り支援へつなげること、高齢者の実態調査を行い、独居老人等の現状把握に努めること、定例会等、関係会議に出席することなど、幅広い活動に従事されています。

また、人材確保については、基本的には各自治会により適任者を選出いただいておりますが、昨今、全国的に民生委員の成り手が不足という問題になっております。本町においても選出に大変苦労され、なかなか選出者が決まらないという自治会が年々増加してきているのが状況であります。

次に、マイナ保険証についてでございますが、本町のマイナ保険証の利用状況は、令和6

年3月末時点において国民健康保険加入者が2,856人に対し、マイナ保険証登録者数1,704人、利用者数232人、利用率5.6%で、後期高齢者医療保険加入者数2,378人に対して、マイナ保険証登録者数は1,317人、利用者数170人、利用率3.2%であります。全国でも利用率は5.47%、千葉県は5.89%と、依然として普及は進んでおりません。現在の保険証廃止に向け、マイナ保険証の利用に係るメリットを広く周知し、利用促進に努めてまいります。

次に、白子町の地域公共交通計画についてのご質問にお答えします。

市川議員のご質問ですが、施策11の将来的な町内の通学交通との連携ですが、将来的に3小学校の統合が行われた場合には、スクールバスを運用することを想定しており、その場合に通学時間外のスクールバスの公共交通への活用など、複合的な輸送手段として利活用できないかを検討するものです。本町の限られた輸送サービスを最大限有効活用することを目標に、公共交通ネットワークを充実させていく施策として掲げたものであり、繰り返しになりますが、小学校が統合した場合を想定した施策でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） では、一問一答で再質問をさせていただきます。

まず、介護、訪問介護の現状なんですけど、今、訪問介護の数字、利用者の数字等、いろいろ今、答えていただきましたけれども、訪問介護というのは、やはり私が言うまでもなく、ヘルパーさんによって支えられている、そういう事業なんです。この辺は基本的にはヘルパーさんは車で移動しなければならない。東京のほう、都市部に行きますと、自転車で基本的な移動をするというふうになっているわけです。

一方、町にもサ高住、1件あるわけですが、それでサ高住の中にも介護事業所があるということで、先ほどお答えいただいたわけですが、サ高住の中のいわゆるヘルパーさんは、移動がもうその建物の中だけに限られるということで、非常に効率がいいというんですか、そういうふうにも短い時間でたくさん回れると、そういう状況にはなっております。

今、国のほうが訪問介護のやはり報酬を下げたというのが、訪問介護は利益率が上がっているというような、そういうようなことで言われているらしいんですけども、要はその利益率がなぜ高いかということ、外に車で回って歩くだけでなく、そういうサ高住の方々も一緒にしてやっているのだから、利益率が高いというふうになっているわけです。

今、国のほうでは利益率が高いということで介護の基本報酬を減額しました。職員の処遇改善加算は引き上げられました。ですから、結果的にプラス改定になったというふうには言わ

れているわけなんです、結局その処遇改善の加算というのは賃金の改善に使うもの。そして、施設の経営を支えるというのは基本報酬になるわけです。ですから、在宅の介護を支える事業所の経営がやっぱり安定していなければ、必要な介護が受けられなくなる、こういうふうになってきてしまうわけです。

先ほど最初の質問でも言いましたけれども、生活援助の報酬単価、45分以上で一くくりになっていますので、恐らく45分以上といっても多分45分で、そこで終わりになっていると思うんです。そこで、その基本的な町の中の事業所のサービス時間と、生活援助と身体介護の利用の状況を分けてどうなのか。

それから、訪問介護を受けるに当たって、同居家族がいると、なかなかその受けづらいという状況があるということも聞くのですが、その実情はどうかについて伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、市川議員さんのご質問にお答えします。

まず、身体介護についての基本的な時間なんですけれども、まず4形態ございまして、身体介護ですけれども、20分未満のもの、2つ目が20分以上30分未満のもの、3つ目が30分以上1時間未満のもの、4つ目が1時間以上1時間30分未満のものでございまして、おおむね20分以上30分未満、また30分以上1時間未満のサービスを大体の方が利用されているということです。

続きまして、生活援助についての区分なんですけれども、こちら2つございまして、まず20分以上45分未満のもの、2つ目が45分以上とあって、上限がこれ決められていないんですけれども、大体事業所によりまして、大体45分以上60分未満というふうに定められている事業所が大抵だということです。

次に、生活の援助について同居家族がいると受けづらいのかというご質問なんですけれども、まず身体介護と生活援助を併用している方に、この同居家族云々の縛りはございません。同居の縛りがあるのは、生活援助の利用の方のみとなっております。

生活援助については、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助でありまして、利用者が単身、家族が障害、疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われると規定されております。この規定にのっとりまして、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に、ケアマネジャーから生活援助中心のサービスの利用について申出を受けまして、ケアプランを提出してもらい、サービスを利用いただいている状況でございます。

現在、本町で同居家族のある方でこのサービス利用されている方は、2名利用されている状況でございます。

ご質問については以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。

そうしますと、時間が一くくりになっているんじゃないかと、3形態ぐらいに分かれているということで、これは多分その方の身体の状況とか、そういうことで多分介護事業所が決められるのかどうか、それをもう一度確認したいと思います。

それから、現状では生活援助が実際は多くなっていると思われるんですが、ヘルパーさんが不足しているというふうに今言われているわけですが、実際ケアプランに基づいて必要な訪問介護の回数、これは満たされているのかどうか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えします。

まず、生活援助が中心である指定の訪問介護につきましては、介護度によりまして厚生労働大臣が定める回数がございます。その回数を超えて生活援助中心の訪問介護をケアプランに位置づける場合は、その利用の妥当性を検討しまして、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないこととなっております。

現在、居宅サービス計画の届出がありまして、厚生労働大臣が定める回数を超えて利用している被保険者は、本町では1名でございます。

今後、被保険者の家族の状況等を踏まえケアプランの妥当性を判断し、生活援助サービスを提供していきたいと思っております。

また、ヘルパーさんの不足問題となっている中、生活援助の利用が増えてきていますけれども、ケアプランで設定した訪問介護の回数を実行できているかというご質問なんですけれども、現在、ケアプランに基づいた訪問介護は提供されておりますが、ヘルパー不足による訪問介護事業所の統廃合を進める事業者もございまして、将来的にヘルパー不足が懸念される状況でございます。

必要とする方が、今ある資源を効果的かつ効率的に利用できますように、ボランティアによるごみ出しなど、地域で支え合う仕組みづくりを地域包括ケアシステムの深化、推進として検討してまいっていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、要望として、国が掲げる地域包括ケアシステムの概念図というのを見ますと、重度の介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるというふうに書かれております。しかし、これはヘルパーさんなくしては成り立たないわけですから、この概念図には自宅のほかにはサ高住も書かれております。

しかし、高額なサ高住ですとか、有料老人ホームには入れない、そういう高齢者は今後じゃどうなっていくてしまうのかという問題もあります。訪問介護事業所の経営が悪化すれば、所得の少ない老老世帯ですとか、独り暮らしの方たちが必要な介護が受けられなくなるというおそれも出てくるわけです。こうしたことがないように、やはり国に対して今回の報酬引下げの撤回を要望するなど、必要な対策を取ることを求めていただくよう要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、施設利用の状況なんですけど、待機者はかつてよりは少ない人数で推移しているというふうに言われております。これは軽度の方の入所制限、いわゆる要介護1、2ですね、その方々の入所制限や、それから入所した場合の利用者への負担が増えてしまったこと、それも原因の一つではないかというふうに思われます。認知症など比較的介護度が低く出るような方などは入所できなくて、1人で歩けたりしますと、なかなか介護度がそこまで出ないということで、入所できなくて老老介護になってしまっている、そういう家庭もあるわけです。そうした家庭で事故が起こってしまったというケースも実際にあるわけです。

町の独居、それから高齢者2人世帯は現状では何人で、その中で介護認定者は何人いるのか伺います。

それから、令和3年9月に出されたマニフェストの工程表によりますと、第9期介護保険事業計画の策定で施設整備計画に増床を盛り込むとされていましたが、計画では同じとなっていますので、その理由を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、市川議員の質問にお答えいたします。

まず、町に独居世帯、高齢者世帯、どれぐらいいるかというご質問なんですけれども、こちら民生委員さんのほうに調査のほうを行っていただきまして、ちょっと正確な数字は今、言えないんですが、おおむね1,000人、町にいる実態がございます。

それで、認知症の方で独居、または高齢者のみ世帯の方は、ちょっと1,000世帯なんです

けれども、その中で要介護認定者数のデータというのは、今のところちょっと把握しておりません。

ただ、本年3月末の数字なんですけれども、要支援、要介護認定者数は736人、うち57%の417名の方が認知症と診断されている状況でございます。

続きまして、ベッド数を増やすとマニフェストでしましたが、現在ベッド数が増えていない理由なんですけれども、グループホームや有料老人ホームの新設による増床や、近隣の特別養護老人ホーム等の入所施設を利用されている方も多く、また特別養護老人ホームの待機者数が少ないため、第9期介護保険事業計画では特別養護老人ホームの増床について位置付けておりません。

後期高齢者数は増加していく見込みでありまして、今後3年間、状況を踏まえ第10期介護保険事業計画にて特別養護老人ホームの増床については、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） じゃ、再々質問をさせていただきます。

介護認定者は今後増えるというふうに見込まれていても、やはり増床されなかったというのは、現状では待機者が多分二、三十人ぐらいではないかと思われませんが、待機者が少ないということで、これはやはり軽度の方が入所できないから待機者が少なくなっている、私はこういうふうを考えております。特養などで入所者でベッドが満床になってしまっていると、ショートステイが利用しづらい、そういう状況になっています。

そこで、ショートステイの利用状況について伺います。

第7期の計画期間の実績値平均値と令和3年、4年度の実績値の比較では、施設サービスとか居住系のサービスは増加しているわけで、在宅サービスが減少しているわけです。町内でも高齢者2人世帯や独居の方が増えている。そういう中で家族で住んでいても、日中は1人になる場合も多いというふうに聞きます。そうした方々は、介護が必要になってしまった場合の不安をやはり口にするわけです。この方々が入所できるようにするためには、やはり十分なベッド数を確保することが必要だというふうに私は考えるんですが、どのように考えるのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） まず、今現在、ショートステイの利用状況について報告させ

ていただきます。

現在のショートステイの利用人数は、要支援・要介護認定者数705名中29名となっております。

また、ショートステイ用のベッド数確保のための方策なんですけれども、短期入所生活介護では介護を行う者が疾病にかかっていること、その他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない。また、居宅サービス計画において、当該日に利用することが計画されていない者を受け入れた場合に緊急短期入所受入加算が算定できることになっておりますけれども、特別養護老人ホームの短期入所生活介護は空きがほとんどなくて、受入れが難しい状況となっております。

そのような事象が発生した場合は、担当のケアマネジャーが短期入所生活介護を単独で運営している近隣施設や、通所介護の有料老人ホームで実施しているお泊まりデイ等を探したり、すぐには空きがない場合は、デイサービスや訪問介護を利用しながら、家族に数日間介護をお願いする等で現在、対応しているところでございます。

緊急時用のショートステイの空きを確保することは、事業所の運営に関係しますし、町内の事業所だけでは解決できない問題でございますので、近隣の市町村や事業所と協力する必要があると考えております。その点を今後、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 確かにショートステイは特養の場合は、もうほとんどやっぱり経営もありますので、ベッドは空かさないでほとんど満床になっていて、ショートステイでは利用しづらいという状況が、もうずっと続いているわけです。それでも現状では、緊急のときなどでもその予約をしないとショートステイというのは利用しづらいという、こういう状況になっているわけです。

ですから、待機者が近隣を使うにしても、待機者が少なくても、やはりあまり待たなくても近いところで入所できる、あるいは緊急時にすぐ利用できるようにする、これがよりよい介護につながっていくんじゃないかというふうに考えますので、利用する方々が不安にならないように、マニフェストにもあるように十分なベッド数を確保することを求めまして、次の質問に移ります。

次は、民生委員さんの活動と人材確保です。

民生委員さんは、やはり先ほど答弁で言われておりましたように、独り暮らしの高齢者や、

それから障害者世帯などを対象に見守りとか相談支援とか、夏であれば熱中症の予防ですとか、場合によっては振込詐欺の対策とか、いろんな形で注意の呼びかけ、それを訪問しながら多くの活動をしているわけです。

地域住民をサポートするということは、その地域の福祉を守るという点からも大事なことだと思います。高齢化が進んでいくと、これから受持ちが多分多くなると思われるんですが、そういうときだからこそ、意識を持って活動している民生委員さんに、役割があまりにも集中しないようにしていくことも大事ではないかと思うわけです。

現状では地域差もあるのですが、1人が何人ぐらいを担当して、その民生委員さんの現状で行っている業務の状況、大変だと思うんですけども、そうした状況について伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えします。

現在、町内の民生委員さんが担当している独り暮らしの高齢者の方なんですけれども、町内27地区で地区により差はあるんですけども、1地区当たり平均40人前後、担当していただいております。

業務につきましては、担当地区内の住民の方の悩みや相談事の対応や、そこからの支援のつなげ、また独り暮らし高齢者宅の訪問、定例会や研修会に参加し、民生委員同士の交流や情報提供、共有などをしていただいております。また、社会福祉協議会のほうで実施しておりますお弁当、給食の配食サービス、また貸付け、生活資金の際の、民生委員さんが書類を書いたり、そういった細々したお仕事のほうも従事されております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 業務はそのように非常にたくさんの業務があるということなんですけど、これから先ほども言いましたように、単身の高齢者もやはり増えていくというふうに思われますし、民生委員さんの重要性が言われている中で今現在、その民生委員さんが一度引き受けてしまうと、次の人が見つからなければずっと受けなければならない、そのような状況になっているというふうにも言われております。ですから、それがやはり非常に重荷になっている方もおられるようです。

そういう中でも自治会も一生懸命に後任を探すのですが、やはり地域が高齢化して、何人当たっても断られるというような状況も続いており、適任者は探しにくいという状況になっ

ております。このような状況で自治会でも苦勞しているところもあります。ですから、担い手確保にも工夫が今後は必要になってくるのではないかと考えられますが、町としてこれを今後どのように考えていくのか、伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えします。

まずは本当に全国的に民生委員さんの担い手不足が今、問題となっております。このことを受けまして、厚生労働省のほうで要件の見直しや制度の在り方について、今後、議論していく予定ということでございますので、まず国のそちらの議論のほうのほうを注視しまして、そちらの対策のほうを受け入れていければと思っております。

また、近隣市町村の状況等を見てみますと、やはり民生委員さんの業務が多過ぎるということで、業務の軽減のほうを検討している自治体等もございます。ちょっとそちらのほうもいろいろ情報を集めまして、民生委員さんの負担を軽くして、引受手の方がなるべく多く出てくれますよう改善していければと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 民生委員さんというのは地域をよく知る方々ですから、やはり社会的に孤立した状態の世帯があれば、その支援の手を差し伸べてくれる。やはりその役割の重要性というのは、もう誰もが認めるところだと思います。だからこそ、こうした民生委員さんの活動を少しでも減らしていけるように、工夫して考えていかなければならないというふうに思いますので、今後、先ほど答弁にありましたようにいろいろ工夫して、今後やっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

じゃ、次の質問に移ります。マイナ保険証です。

今年7月には従来の保険証が通常どおりに発行されます。滞納のない被保険者は1年間の有効の保険証で、一定の滞納のある方は短期保険証が発行されます。現在の保険証は来年7月までにはそのまま使用できるわけですが、その後は資格確認書が発行されるというふうに聞いております。その保険証はそうなったときに、今までのようにそのまま送られてくるのか、資格確認書ですね。それから有効期限はどうなるのか伺います。

それから、マイナ保険証は有効期限がなく、短期保険証、資格証明書は発行されなくなるというふうに言われておりますが、そのような認識でよろしいのでしょうか。お答えいただきたいと思います。短期保険証がもしそれでなくなった場合、今まで滞納されている方に対

して行ってきた、その対面による納税相談がなくなるのではないかと、結果的にそれがなくなることによって、その滞納の増加につながっていかないのか。また、それが国保税の負担増につながっていかないのかについて伺います。

それから、もう1点、現行の保険証はなくなるとかいうと、すぐ発行できるわけですが、マイナ保険証、例えば勤務が変わったなどで保険証に変更があった場合、時間がかかると言われてはいるわけですが、その辺はどうなのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 市川議員のご質問にお答えいたします。

市川議員の言うとおりに、8月更新の現行の保険証につきましては、有効期限は7月31日までとなっております。資格証明書につきましては、切れる前にうちのほうでは発行しようと今、考えております。

資格確認書の有効期限ですけれども、保険者が5年以内で定めるということになっております。今時点で1年にするか、2年にするかというのは、まだ決定しておりません。今後決定していこうかと思っております。

あと、短期保険証とかがなくなると、滞納額が増えるのではないかとということなんですけれども、国のほうでは短期保険証はもう発行しないという決まりになっておりまして、それに代わるものではないんですけれども、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知というものを交付することになっております。それにつきましては、滞納者の方に納付を施すというような通知と聞いております。それで、それでもなければ、今まで出しておりました資格証明書のような状態で、給付10割負担となるような措置をされるのではないかと、今思っております。

マイナ保険証の再発行につきましては、国のほうで早急に5日とか1週間以内で発行できるような措置を取るということで、今聞いておりますけれども、詳細につきましては、今後、また国のほうから示されると思いますので、示されたら適切に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） マイナ保険証に例えば勤務が変わったりして、内容変更があったりする。そうすると、なくしたりする場合も同じなんですけれども、やはりそうすると、1週間ぐらいはかかるという形でいいわけですね、それは。それだけもし時間がかかるとすれば、

その間その保険証がない状態になるのかどうか、それについてはどのように対応するのか伺います。

それから、もう1点、保険証とひもづけるためには、マイナンバーカードをつくらなきゃいけないわけですが、しかし現状ではつくりたくてもつukれない方、やはり写真を撮ろうにも、例えば車椅子で来て後ろに枕みたいなのついた車椅子で写真撮ると、余分なものがあったらいけないとか、いろいろ言われているわけですが、そういうつくりたくてもつukれないという方もいるわけですが、本人が希望する場合だと、やはり何とかしてその方法を考えていかなければならないと思うんですが、それは国のほうからも何か来ているんでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） まず、マイナ保険証をつくりたくてもつukれないという方が実際いらっしゃると思います。例えば施設に入所している方などが、そういう方になるかと思うんですが、まずマイナンバー申請をする際には医療上の理由、障害のある方、寝たきりの方など、やむを得ない理由により適切な対応ができない場合は、うちのほうから令和6年3月にも介護施設のほうに出向きまして、マイナンバーを10人申請を受け付けております。そういった対応を今後もしていくことが想定されます。

あと、1週間以内に保険証として使えるか使えないかということが出てきてしまうと思うんですが、そちらについてはすみません、国のほうのちょっと情報を把握していないものですから、今後また、国のほうの情報を確認しながら適切に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） マイナンバーカードにひもづけた保険証、これは特養ホームなどに入所している方は、施設に保険証を預けている場合が多いんです。しかし、個人情報等の問題もあって、施設によってはマイナンバーカードを管理し切れない、そういう声もあるようなんです。このように施設入所されている方等については、不安にならないように配慮すべきだと思いますので、これを何とか改善できるように要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

最後に、スクールバスの活用なんですが、これは先ほど町長が言われましたように、これは小学校が統合するということが前提ということで、将来的に町内の通学交通との連携を模

索するということになっております。

ここに書かれているのがスクールバス車両の活用や一般混乗化、らくらくタクシーの通学活用など、移動需要に合わせた連携を模索するというふうに書かれているわけですが、やはりその一般混乗化というのは、スクールバスを活用する、コミバス等に活用するということは、既にスクールバスがあるという前提の下で、やはり考えられることなんで、一番最初にやはり思いつくのがこの方法だというふうに言われております。

混乗化だけではないんですが、スクールバスの活用で前提となるのは、最も優先順位が高いのは子供たちの登下校の移動が確保されるということで、大人たちはスクールバスはやはり子供たちを優先するので、その短縮授業のときも、その時間に合わせてやはり運行したりしますので、それ以外にも校外学習ですとか、部活ですとか、いろんなことに使うかもしれません。コミバスとして利用するというので、学校行事での利用ができなくなるというのは、やはりこれは保護者側からとつても、受入れ難いというようなことがよく聞かれます。混乗型というのは、こういう形で言われております。

そのほかにも乗り合い型ですとか、これは一般の混乗型とは逆の形で、一般の乗合バスを子供たちが定期などを利用して使うと、そういう形のものもあります。

それから、共用型というのが、子供たちと地域住民が乗り合うということは想定せずに、朝夕はこれまでどおりスクールバスとして活用して、車両を昼間コミバスとして活用するというように、時間帯により車両の使い方を変えていくという方法もあるということなんですが、そこで、今後の検討になると思うんですが、実現に向けてこれで計画していけるのかどうか。また、既に実施していると思われるところもあるわけですが、そういうところも参考にしながら考えていくのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それこそスクールバスをコミュニティバスとして活用する場合、幾つかの留意点があるかと思いますが。先ほど市川議員がおっしゃったように、あるいは学校行事ですとか、警報発令等、そういう場合には当然のごとく児童が優先するべきであるというふうに考えておりますし、これをコミュニティバスとして使う場合は当然、町内の交通事業者、それから路線バス、そういうところとも競合する場合がありますので、その点については、地域公共交通会議での協議、調整が必要になるということもあります。

乗り合い型、あるいは混乗型等いろいろお示しいただきましたけれども、君津のほうでこ

いっとバスというのが運行されております。令和4年、令和5年で実証実験をしまして、乗り合い型として運行しておりました。結果としては、運行時間帯とか運行形態が、この地区の需要にはなかなか合わなかったということ、結果としては報告を受けて確認しております。

ですので、町が今後、この事業を進める場合には、やはり君津市みたいな実証実験を踏まえた上で進めていけばいいんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 確かに君津市ではやはりいろんな事情がありまして、やはり最初は料金の問題とか、バス停が遠いですとか、いろんな問題がありまして、なかなかうまくいかなかったという実例もあるわけです。

共用型を検討していく際に、やはり問題となるのが、車両は共用できるというふうになっております。でも運転手が共用できないということだそうです。これまでのスクールバスの運用に合わせて、朝夕運転する運転手はスクールバスを走らせるときに確保すると思うんですが、昼間も同じ人が運転しようとする、やはり運転時間が長くなるなど、1人で運転することが困難になると。

今、バス業界全体では運転手不足が言われる中で、新たな運転手を確保するという事は非常に難しい問題となるわけですが、やはりそんないろんなこともありまして、恐らく近隣で長柄とか、長南とか、スクールバス走らせていますけれども、恐らく日中の活用というのはされていないというふうに思うんですが、その辺、長柄、長南とかも調査されているでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまの質問にお答えします。

大変申し訳ないんですけども、確認はしていませんが、ホームページ等いろいろ見ますと、共用として使われていないということは思われます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） やはりスクールバスというのは、子供たちの安全が最優先となるわけです。ですから、先ほど言ったようにスクールバスの活用方法というのは幾つかあるわけですが、実際にはなかなか簡単にはいかないということだと思います。

特に地域住民から、大人と子供が乗り合わせることにに対する不安とか、それから混乗や乗り合いについて、過去いろいろな事例で反対意見が出されるということで、検討が進まないという自治体もあったということです。こうしたら確実に子供たちの安全が確保できるということは、現状ではないわけですから、やはりこれを進めるに当たっては、学校ですとか、PTAですとか、やはり地域の人々とよく相談をしながら、子供たちの安全を最優先であるということを忘れずに、その取組を進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は、全部終了いたしました。

◎休会の件

○議長（梅澤哲夫君） 日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日6月13日から6月17日までを議案調査のため休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、明日6月13日から6月17日まで休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 本日の会議はこれをもって終了いたします。

6月18日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 3時22分

令和6年第2回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和6年6月18日(火) 午前10時開議

- 日程第 1 発議案第1号 白子町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する議会規定の制定について
- 日程第 2 議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 3 議案第2号 和解について
- 日程第 4 議案第3号 白子町議員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第4号 令和6年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第 6 議案第5号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第 7 報告第1号 令和5年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第2号 令和5年度白子町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 9 報告第3号 令和5年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について
- 日程第10 報告第4号 令和5年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書について
- 追加日程第1 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 追加日程第2 発議案第3号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書
- 追加日程第3 発議案第4号 県道茂原白子バイパス整備促進に関する意見書
- 追加日程第4 発議案第5号 学校統合等に関する調査特別委員会の設置について
- 追加日程第5 発議案第6号 議会改革特別委員会の設置について
- 追加日程第6 学校統合等に関する調査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件
- 追加日程第7 議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第7まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	大塚貴充君	2番	前田充浩君
3番	秋葉広行君	4番	高山隆一君
6番	今井滋則君	7番	大多和正夫君
8番	梅澤哲夫君	9番	宗島理仁君
10番	酒井良信君	11番	今関勝巳君
12番	大多和正之君	13番	大多和秀一君
14番	市川隆子君		

欠席議員（1名）

5番 長島誠一君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	大矢務君	企画財政課長	齊藤貴人君
税務課長	田邊健治君	建設課長	齊藤雄君
産業課長	石井宏樹君	商工観光課長	北田和弘君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	金坂潤一君
住民課長	増井角栄君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	三橋久美子君	教育課長	岩本洋之君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	三橋政明君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	田辺悦子
書記	渡邊直也	書記	芦原潤
書記	上代智也	書記	中古珠輝也

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより本日の会議を開きます。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、発議案第1号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する議会規程の制定についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

発議案第1号について。

11番今関勝巳君。

○11番（今関勝巳君） それでは、発議案第1号について説明申し上げます。

発議案第1号。

白子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する議会規程の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年6月18日。

提出者、白子町議会議員、今関勝巳。

賛成者、大多和正之、大多和秀一、酒井良信、宗島理仁、今井滋則。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、白子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する議会規程の制定についてご説明いたします。

改正の理由ですが、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、これらとの整合性を保つため、当該議会規程について所要の改正の必要が生じたためです。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。議員各位のご賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第1号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する議会規定の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について及び日程第3、議案第2号 和解についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、今議会に提案しました各議案についてご説明いたします。

議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について、詳細は総務課長より内容説明をいたします。

続いて議案第2号 和解について、こちらも詳細は総務課長より内容説明いたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号及び第2号の内容説明について、総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） 議案第1号及び議案第2号について内容説明いたします。

提出議案説明資料の1ページをお願いします。

議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について。

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要は公用車の物損事故について損害賠償の額の決定をし、和解するものとなります。なお、議案書の1ページに損害賠償の額等を記載してありますのでご参照願います。

次に、議案第2号 和解について。

町の代表者、町長を被告とする訴訟について和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものとなります。概要は、本町を被告とした訴訟である令和4年（行ウ）第32号損害賠償等請求事件について、千葉地方裁判所より和解案が示されたことにより、不当利得返還債務の金額等の内容を定めるため議会の承認を得るものとなります。

なお、議案書2ページ及び3ページに事件の概要、和解の概要等を記載してありますのでご参照願います。

議案第1号及び議案第2号の内容説明は以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について質疑を行います。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 今の和解の件ですが、これは全国小学生テニス大会のときだったと思いますが、これは3日間開催したと思いますが、3日間で何名の職員がこのテニス大会に行ったか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

3日間、各日ばらばらになりますけれども、1日30人程度の職員を応援として依頼をしております。3日間になりますと90名近くになるかと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 1日当たり30名ということでしたら教育課だけじゃ足りないと思いますが、様々な課から参加していると思いますが、各課から出た職員は希望制で行っているわけですか、それとも課の指示で行っているわけですか。その辺を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 生涯学習課から各課へ職員の応援を依頼している、こちらのほうでこのぐらい人数が必要だろうということで、こちらのほうから依頼をしているところでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは町長に伺いますが、町長は以前イベントで質問のときに、全庁を挙げてのイベントは開催しないと申しましたが、この大会は別なんですか。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私も正確にそのお答えに対して記憶がないんですが、全庁を挙げての大会の応援という形、要は職員全員がやるような大会とかそういうものに対して応援体制を組まないということを行った記憶は全くございません。ですから、この件に関しましては今までどおりというふうな形で進んでいると思います。これは小学校の大会ですから、当然今までどおりやらざるを得ないという部分も相当あったと思います。ただ、私自身は全庁挙げての応援をどうのこうのということは言った覚えは一切ございません。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 3回終わりましたんで、町長に要望ですが、私はそのような記憶があるんで、一回議事録を確認してください。それで、また今年度3月にやると思うんで、その辺の考えをまた改めて聞きます。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 和解について質疑を行います。

7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 和解の内容については確認をさせていただきました。この中で訴訟費用は各自の負担とするという内容になっております。町としても、訴訟の費用の予算化はしてあると思いますけれども、基本的に町の弁護士への支払費用はお幾らになるのか。その辺の額と、多分民事ですから0、100はないと思います。そういう中で町としての発生、これは小高氏が支払う方向になると思いますけれども、こういう中で相手方の、オンブズマン側の弁護士費用の一部も多分請求が来るかと思っておりますけれども、その辺が分かればひとつお教えていただければと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この訴訟に関する予算につきましては、令和4年度予算に計上させていただきました。令和4年度中の解決並びに令和5年度中の解決が見込めなかったことによりまして、今回の事故繰越しの中に移行させていただいております。予算額は後ほど説明があると思います。

それから、今回の訴訟費用に関する金額については、これも後ほど補正予算で関連しますけれども、不当利得損害請求分として今回雑入に300万円余りの費用を計上させていただきました。私どもとしましては、こちらが委任いたしました顧問弁護士及び先般の協議会の中でもご説明させていただきましたけれども、こちらが委任しました顧問弁護士と、それから原告側の代理人弁護士、この弁護士間の協議によりまして、原告側は弁護士費用のみこちらで負担いただきたいということになっておりまして、こちらについては弁護士間での協議が調っておるということで顧問弁護士から話が来ております。本町といたしましては不当利得返還分の300万円の中で全額収めることができないかということで弁護士さんと調整をしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） それでは町の顧問弁護士については、強いて言えば300万近くの支払いを受ける予定の中で、今後まだ弁護士費用については協議をするという形で考えていいですか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

最終的な支払い額については確定しておりませんので、この後まだしばらく協議はしなきゃいけないと思います。いずれにしても不当利得返還請求金額が幾らになるかというのが一つ大きな問題になっておりまして、これは納付される日、その日をもって利息相当額についての計算が変わってきます。数十円とか100円とか動きますので、その金額、納付日をもって、確定金額をもって、その範囲内で町としては弁護士費用も込みで何とか収められないかということで交渉したいと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） ではその辺の弁護士費用についてはオンブズマンの請求四千何百万、今回の決定額は300万前後ということで、この差額が弁護士の成果になるのかなと思いますけれども、弁護士についても非常に価格の交渉ができると思いますので、ぜひとも費用の抑制に努力をお願いしたいと思います。

あと、原告側の弁護士費用は予算書の中でまた説明を受けると思いますので、そういう状況で確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 補助参加人の意思の確認をさせていただきますけれども、両補助参加人小高並びに林については、この事件に対して遺憾の意を表明するというふうに書いてありますけれども、それは本人たちの合意が得られたというふうには思っていますけれども、どのような形で本人たちとのこういう合意が得られたのか、その過程が分かりましたらお願いをします。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

補助参加人に関しましても代理人弁護士が立っておりまして、弁護士4者による協議の上で行われております。その協議の場に例えば原告は分からないですけれども、我々被告側の立場としては弁護士間の交渉のところに参加しておりませんので、どのような打合せが行われたかは不明でございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 町が被告になって、今度はその判決を受けて小高並びに林両方に請求を出すというふうな形になると思いますけれども、実際にはそうなりますよね。このときに、両者と町との話というのはされてはいないというふうに考えていいんですか。あくまでも弁護士同士の中での合意というふうに考えてよろしいですか。もちろん双方の弁護士ですので、この辺を含めて宮原さんと関係人の弁護士との間の対話というのはどのようになされたかは存じ上げないということですか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

おっしゃるとおりで、補助参加人と町の間では一切交渉がございません。補助参加人の代理人弁護士と被告の代理人弁護士、当然和解提案は裁判所裁判官からなされたものですので、ここには原告側の代理人弁護士も入って4者、あるいは裁判官も含めると5者になるのかと思いますけれども、そういった中で協議が行われております。補助参加人本人と被告であります白子町長の間で交渉は行われておりません。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第4、議案第3号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 引き続き提案いたしました議案について説明いたします。

議案第3号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

詳細は総務課長より内容説明いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第3号の内容説明について、総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） 議案第3号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

提出議案説明資料の1ページをお願いします。

この改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行及び総務省の助言の変更に伴い、会計年度任用職員に対し令和6年度から勤勉手当を支給すべきこととなったことから、所要の改正を行うものです。

概要は育児休業をしている職員の勤勉手当の支給について、会計年度任用職員を除外するというような規定になっておりましたが、その除外規定を削除し、会計年度任用職員を対象とするものとなります。

施行期日は公布の日となります。

なお、お手許に新旧対照表を添付してありますので、ご参照願ひます。

説明は以上です。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第3号 白子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号及び議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第5、議案第4号 令和6年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について及び日程第6、議案第5号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 引き続き提案いたしました議案について説明いたします。

議案第4号 令和6年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,792万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,392万7,000円とする。

令和6年6月12日提出、白子町長、石井和芳。

詳細は企画財政課長より内容説明いたします。

続いて、議案第5号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,066万7,000円とする。

令和6年6月12日提出、白子町長、石井和芳。

詳細は住民課長より内容を説明いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第4号の内容説明について、企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） 議案第4号 令和6年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について内容を説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,792万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ53億1,392万7,000円とするものです。

初めに、歳出より主なものにつきましてご説明いたします。

7ページ目をお開きください。

2款総務費、1項5目財産管理費は、庁舎増築と屋根防水改修等工事設計業務委託93万5,000円、それと、庁舎の浄化槽ポンプの老朽化により交換が必要なため、庁舎修繕工事費100万円を追加するものです。

8ページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、物価高騰対応重点支援給付金支給事業として、エネルギー、食料品等価格の物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に1世帯当たり10万円を給付し、また、住民税非課税世帯及び個人住民税均等割のみ課税世帯のうち18歳以下の児童を扶養する子育て世帯への児童1人当たり一律5万円を加算給付するもので、委託料など事務経費を含めまして5,612万5,000円を追加するものです。低所得者支援給付金支給事業として、令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付し、また、それらの世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯には、児童1人当たり5万円を加算給付するもので、委託料など事務経費を含めまして5,112万5,000円を追加するものです。

9ページ目をお願いいたします。

定額減税補足給付金支給事業として、定額減税の恩恵を十分に受けられない納税義務者に対し、その差額を調整給付するため、委託料など事務経費を含めまして8,220万円を追加するものです。

4目国民健康保険費は、国民健康保険事業特別会計繰出金として320万2,000円を追加するものです。

10ページをお願いいたします。

2項3目児童措置費は、児童手当制度改正に伴いシステム改修委託料として264万円を追加するものです。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ目にお戻りください。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億8,945万円、2目民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金264万円及び社会保障・税番号制度システム整備費等補助金320万2,000円を合わせて584万2,000円を追加するものです。

21款諸収入、4項2目弁償金は、現在係争中の訴訟案件について和解の方向で終結する見込みとなっており、和解成立後に債務者が町に対して支払う金額308万円を追加するものです。

以上が歳入の主なものでございます。

なお、12ページ以降に給与明細書を添付してありますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第5号の内容説明について。

住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第5号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算の内容についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に320万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億9,066万7,000円とするものです。

歳出よりご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は320万2,000円の増額となります。これにつきましては、現行の健康保険証の発行は令和6年12月2日をもって終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたします。これに伴いまして、加入者情報等を通知するための通信運搬費として53万6,000円を増額、加入者情報等の送付に伴う電算委託料35万6,000円を増額、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修委託料として231万円を増額するものです。

続きまして、その財源となります歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計補正予算の歳入予算に計

上しております国庫支出金の社会保障税番号制度システム整備費等補助金320万2,000円を財源とした繰入れ分の増額となります。

以上で、議案第5号の内容について説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第4号 令和6年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） まず7ページの自転車用ヘルメット購入補助金、それと9ページの不妊治療費20万円、この2つとも50万と20万ですが、何名を想定しているか、それとあと上限額を教えてください。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一応上限を2,000円としておりまして、ヘルメットのほうの今ご質問についてお答えいたします。この事業につきましては、一応1個につき購入金額の2分の1を補助するとしてございまして、上限額は2,000円で考えております。上限目いっぱい考えますと約250個分ということになりますので、それをめどに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、不妊治療費の件についてお答えいたします。

まず、人数は2人を想定しております。また、上限額につきましては、本人負担額から高額療養費等の額を引いた自己負担額の2分の1を乗じた額としまして、1年度当たり10万円を上限とするとしております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 自転車のヘルメット購入と不妊治療は今まで議会で随分話題になっていたんで、早速補正で組んでくれたのはいいんですが、これからいろいろ知らせていくと思いますが、これでもし足りなくなったらぜひまた増額していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） まず、8ページの物価高騰対策の重点支援給付金の支給事業が5,500万もあります。また、低所得者の支援給付金の支援事業が、これも5,000万あります。まずこの辺の支援事業の実施の期日と支援対策の内容というか、どういう形で対応していくのかの説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、あと定額減税の補足給付金の支給事業ですけれども、これについては国が出しておることなんですけれども、強いて言いますと住民税1人1万円だと思います。この辺、1万円に給付金が満たなかった場合については、その差額を令和7年の3月になるかどうか分かりませんが、その辺の各個人の口座に入金するような形になると思うんです、差額分を。その辺はどのような状況でいくのか、概略が分かればひとつ教えていただきたいと思っています。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） まず、物価高騰の対応重点支援給付金支給事業のほうなんですけれども、こちらは本年3月に給付しました住民税非課税世帯に給付したものを住民税均等割のみ課税世帯に同様水準の1世帯10万円を給付するものでございまして、また、非課税世帯、均等割のみ課税世帯の子1人につき5万円を支給するものでありまして、均等割のみ課税世帯を450世帯想定しておりまして、非課税世帯または均等割のみ課税世帯の子供、こちらを200人想定しておりまして、合計5,500万円と組んでおります。申請の実施の期限なんですけれども、こちらの給付金につきましては本年8月31日までに申請していただくこととなっております。

続きまして、低所得者の支援給付金の支給事業なんですけれども、こちらは令和6年度に新たに住民税非課税、また均等割のみ課税世帯になった世帯に対しまして、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

また、新たに非課税、均等割のみ課税世帯の18歳未満の子1人につきましても5万円給付するものでございまして、こちらは新たに非課税均等割の課税世帯になる世帯を450世帯想定しておりまして、また、非課税世帯、均等割のみの課税世帯の子の加算につきまして100名想定しておりまして、合計5,000万円となっております。こちらの申請の期限なんですけれども、本年11月30日、こちらが申請期限となっております。

続きまして、定額減税の補足給付金の支給事業なんですけれども、こちらは本年度、県町民税加算世帯に住民税1万円、所得税3万円の定額減税措置が取られるんですけれども、こ

の額に満たない課税世帯に対して1万円単位でその差額を給付するものでございまして、所得税分としまして1,800件の7,000万円を想定しておりまして、住民税分につきましては400人、600万円を想定しております。今後の支給の方法につきましては、もちろん確定申告、こちらによって所得税等確定しますんで、税務課と連携いたしまして、確定し次第対象者の方に給付金のほうを振り込む、そういった手続になっていくことを計画しております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号～報告第4号の上程、説明

○議長（梅澤哲夫君） 日程第7、報告第1号 令和5年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてないし日程第10、報告第4号 令和5年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書について報告を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 引き続き提案いたしました議案について説明いたします。

報告第1号 令和5年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第2号 令和5年度白子町一般会計事故繰越し繰越計算書について。詳細は企画財政課長から内容説明をいたします。

続いて、報告第3号 令和5年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について及び報告第4号 令和5年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書について。詳細はガス事業所長から内容を説明いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

報告第1号及び報告第2号の内容説明について。

企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） 報告第1号 令和5年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年3月の第1回議会定例会におきまして、年度内の事業完了が困難として繰越明許の承認をいただきました事業について調整を行い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

それでは、繰越計算書に従いまして説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、財産管理事業786万5,000円は、IP電話等導入業務の委託料として当初予算で計上し、翌年度に繰り越したものです。令和6年7月末の完了を予定しております。

同じく総務管理費、企画推進事業600万円は、千葉県誕生150周年記念事業の補助金として12月補正予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。令和6年12月末の完了を予定しております。

同じく総務管理費、休養施設等跡地利用事業2億70万1,000円は、旧白子荘解体撤去の管理委託及び放置等に対応すべく、当初予算及び12月補正予算で計上し、翌年度に繰り越したものです。令和7年3月末の完了を予定しております。

同じく総務管理費、地域経済循環創造事業2,500万円は、国のローカル10,000プロジェクトの交付金として3月補正予算で計上し、翌年度に繰り越したものです。令和6年11月末の完了を予定しております。

3項戸籍住民台帳費、戸籍住民基本台帳総務事業1,167万1,000円は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金に対応すべく、当初予算及び12月、3月補正予算で計上し、翌年度に繰り越したものです。令和7年3月末の完了を予定しています。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業95万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。令和6年9月末の完了を予定しています。

同じく保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業30万円は、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。令和6年9月末の完了を予定しています。

7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁整備事業1,091万円は、広瀬2号橋の積算、施工管理業務委託及び修繕工事に対応すべく、9月補正予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。令和7年3月末の完了を予定しています。

8款消防費、1項消防費、災害対策事業1,016万7,000円は、県防災行政無線再整備工事に対応すべく、当初予算に計上し、翌年度に繰り越したものです。令和7年3月末の完了を予定しています。

9事業を合わせた翌年度繰越額の総額は2億7,356万4,000円となり、その財源内訳は表に記載したとおりとなります。

以上で、繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。よろしく願いいたします。

続きまして、報告第2号 令和5年度白子町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

令和5年度一般会計におきまして、年度内に事業完了ができなかったため地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しにより繰越せざるを得なくなりました事業について報告するものです。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理事業642万6,000円は、住民訴訟に係る裁判が令和5年度中に終結しなかったため、翌年度に繰り越したものです。

以上で、事故繰越し繰越計算書の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、報告第3号及び報告第4号の内容説明について。

ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 報告第3号 令和5年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について内容説明いたします。

この報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく繰越しにつき、同条第3項の規定により報告するものです。

それでは、10ページの繰越計算書に従いましてご説明いたします。

1款1項建設改良費、事業名建設改良事業、令和5年度の予算計上額6,720万円。うち支払い額670万3,863円を年度内に支出し、不用額32万6,137円を差し引いた6,017万円を地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越したことを報告するものです。

繰越しの理由といたしましては、工法等の検討に日時を要し、適正な工期を確保することが困難となったことによるものです。

続きまして、報告第4号 令和5年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書についてご説明いたします。

この報告は、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に基づく繰越しにつき、同条第3項の規定により報告するものです。

それでは、12ページの繰越計算書に従いましてご説明いたします。

1款1項建設改良費、事業名ガス経年管整備事業、令和5年度予算計上額6,710万円、うち支払い額2,685万5,805円を年度内に支出し、不用額1,609万8,195円を除いた2,414万6,000円を地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越したことを報告するものです。

繰越しの理由といたしましては、道路埋設の不明管等の調査に遅延が生じ、適正な工期を確保することが困難となったことによるものです。

以上で、報告第3号 令和5年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書及び報告第4号 令和5年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上、地方自治法施行令第146条第2項等の規定により報告されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（梅澤哲夫君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第1、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第2、発議案第3号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書、追加日程第3、発議案第4号 県道茂原白子バイパス整備促進に関する意見書、追加日程第4、発議案第5号 学校統合等に関する調査特別委員会の設置について、追加日程第5、発議案第6号 議会改革特別委員会の設置についてを議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第2として、発議案第3号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書、追加日程第3として、発議案第4号 県道茂原白子バイパス整備促進に関する意見書、追加日程第4として、発議案第5号 学校統合等に関する調査特別委員会の設置について、追加日程第5として、発議案第6号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とすることに決定いたします。

◎発議案第2号及び発議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第1、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書及び追加日程第2、発議案第3号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見

書を一括議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

発議案第2号及び発議案第3号について、1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） それでは、発議案第2号についてご説明申し上げます。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年6月18日。

提出者、白子町議会議員、大塚貴充。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、今月12日の定例会1日目の会議冒頭、日程第6において、議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第1号に伴う発議案であります。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指したものです。様々な条件に影響されることなく、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の最も重要な責務を果たすため、必要不可欠な制度であります。

学校統合に関する準備を進めている白子町における教育行政も、義務教育費国庫負担制度を前提に進められています。

よって、国においては最優先の行政課題として、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるため、岸田文雄内閣総理大臣をはじめ、関係大臣に対し、本意見書を提出するものであります。

資料として、お手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同よろしく願いたします。

続いて、発議案第3号についてご説明申し上げます。

発議案第3号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年6月18日。

提出者、白子町議会議員、大塚貴充。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、今月12日の定例会1日目の会議冒頭、日程第7において、議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第2号に伴う発議案です。

子供たちの教育環境の整備を進めるためには、教育関連予算の十分な確保が必要不可欠です。

そこで、安全・安心で、個別最適な学びを実現する公立学校施設整備費の充実、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えることなど、7項目について、岸田文雄内閣総理大臣をはじめ、関係大臣に対し、国における2025年度教育予算拡充に関する意見書として提出するものです。

資料としてお手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第3号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅澤哲夫君) 追加日程第3、発議案第4号 県道茂原白子バイパス整備促進に関する意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

2番前田充浩君。

○2番(前田充浩君) それでは、発議案第4号について説明申し上げます。

発議案第4号 県道茂原白子バイパス整備促進に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月18日。

提出者、白子町議会議員、前田充浩。

賛成者、白子町議会議員、今井滋則、市川隆子、今関勝巳、酒井良信、長島誠一、高山隆一。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、県道茂原白子バイパスは、茂原市本納地区から白子町の海岸部までを結ぶ東西道路軸であり、国道や鉄道のない白子町では重要な道路です。

千葉県により事業化され、既に30年が経過していますが、海岸部からの優先整備区間2.1キロのうち供用されたのは1.1キロメートルで、いまだに未供用の区間が残っており、また、

令和5年度において白子町内の残りの2.9キロメートルの線形が示されたものの、茂原市区間4.9キロメートルはいまだ着手がなされていない状況です。

このような現状を打破するため、千葉県においては、県道茂原白子バイパス実施計画を早期に作成の上、県都一時間構想の一翼を担う長生郡市の東西の骨格軸として、首都圏中央連絡自動車道茂原北インターチェンジと九十九里有料道路へのアクセスの向上、また、災害時の避難道路としての重要性を鑑み、県道茂原白子バイパスの早期完成を要望する意見書を提出するものであります。

資料としてお手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご理解、ご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより、発議案第4号 県道茂原白子バイパス整備促進に関する意見書について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第4号 県道茂原白子バイパス整備促進に関する意見書について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。したがって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第4、発議案第5号 学校統合等に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 発議案第5号。

令和6年6月18日。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

提出者、白子町議会議員、大多和正之。

賛成者、白子町議会議員、大塚貴充、市川隆子。

学校統合等に関する調査特別委員会の設置について。

下記のとおり議案を提出したいので、白子町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

記といたしまして、議案、学校統合等に関する調査特別委員会の設置について。

根拠、地方自治法第98条第1項、第190条及び白子町議会委員会条例第5条の規定による。

名称、学校統合等に関する調査特別委員会。

目的、議会に与えられている事務に関する検査権限を付与し、学校統合等に関する調査を広く実施することにより、住民福祉の向上に資する。

委員数、13名以内。

設置の期間、調査終了まで。

理由。令和6年1月10日付で、白子町学校適正配置検討委員会から小学校の適正配置に関する具体的な方策について、最終答申が出されました。

学校統合等は、子供たちのよりよい教育環境を整備するだけでなく、広く町民が利用できる公共施設等の適正管理に加え、町全域の計画的な土地利用に影響することから、非常に重要で喫緊の課題である。

よって、町執行部のみならず、町議会として、学校統合等に関する調査を進めることで、住民福祉の向上を図るため。

以上のとおり、白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

議員各位におかれましては、この趣旨にご賛同いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより、発議案第5号 学校統合等に関する調査特別委員会の設置について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第5号 学校統合等に関する調査特別委員会の設置について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

ただいま設置されました学校統合等に関する調査特別委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、1番大塚貴充君、2番前田充浩君、3番秋葉広行君、4番高山隆一君、5番長島誠一君、6番今井滋則君、7番大多和正夫君、9番宗島理仁君、10番酒井良信君、11番今関勝巳君、12番大多和正之君、13番大多和秀一君、14番市川隆子君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、学校統合等に関する調査特別委員会の委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅澤哲夫君) 追加日程第5、発議案第6号 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

13番大多和秀一君。

○13番(大多和秀一君) 発議案第6号。

令和6年6月18日。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

提出者、白子町議会議員、大多和秀一。

賛成者、白子町議会議員、今関勝巳、酒井良信。

議会改革特別委員会の設置について。

下記のとおり議案を提出したいので、白子町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

記としまして、1、議案、議会改革特別委員会の設置について。

2、根拠、地方自治法第109条及び白子町議会委員会条例第5条の規定による。

3、名称、議会改革特別委員会。

4、目的、白子町議会基本条例の理念にのっとり継続的に議会改革を進めるため。

5、委員数6名。

6、設置の期間、議員任期満了まで。

7、理由、令和5年9月に制定された白子町議会基本条例に基づき町議会議員として継続して議会改革に努めるため。

以上のとおり、白子町議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

議員各位におかれましては、この趣旨に賛同いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、趣旨説明が終了いたしました。

これより、発議案第6号 議会改革特別委員会の設置について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第6号 議会改革特別委員会の設置について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、2番前田充浩君、4番高山隆一君、7番大多和正夫君、9番宗島理仁君、10番酒井良信君、14番市川隆子君を指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

ここで、学校統合等に関する調査特別委員会及び議会改革特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

委員の皆様は議員控室へお集まりください。

休憩 午前 11時34分

再開 午後 零時05分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（梅澤哲夫君） 休憩中に開催されました学校統合等に関する調査特別委員会及び議会改革特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果について通知がありましたので、ご報告いたします。

学校統合等に関する調査特別委員会の委員長は、10番酒井良信君、副委員長は、14番市川隆子君の両名が就任されました。

議会改革特別委員会の委員長は、9番宗島理仁君、副委員長は、4番高山隆一君の両名が就任されました。

以上で報告を終わります。

◎追加日程の件

○議長（梅澤哲夫君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第6として、学校統合等に関する調査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件及び追加日程第7として、議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件を議題にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第6として、学校統合等に関する調査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件及び追加日程第7として、議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件を議題とすることに決定いたします。

◎学校統合等に関する調査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第6、学校統合等に関する調査特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

学校統合等に関する調査特別委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、お手許に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

学校統合等に関する調査特別委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、学校統合等に関する調査特別委員会の委員長申出のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

◎議会改革特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第7、議会改革特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、お手許に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会改革特別委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員長申出のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって令和6年第2回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時09分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員